

◎開会の宣告

(午前10時00分)

○議長（佐藤孝義君） おはようございます。

定足数に達しましたので、直ちに本日の会議を開きます。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎一般質問

○議長（佐藤孝義君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は、一問一答方式により行います。議員各位並びに当局は、簡潔な質問・答弁に留意され、実質的な審議を尽くされますようお願いいたします。

質問項目が複数ある場合には最初一括して質問し、2回目から項目ごとに質問するか、または一括して質問するかは、質問者の裁量で質問していただくこととします。

なお、質問時間は答弁を含めて60分以内とします。

質問は質問者席についてから開始し、終了時間は議長がお知らせします。

よろしくお願いいたします。

順番に発言を許可します。

1番、中野大徳君の一般質問を許可します。

1番、中野大徳君。

[1番 中野大徳君 登壇]

○1番（中野大徳君） おはようございます。

通告に基づき一般質問をします。

簡潔な質問に心掛けて、朝日診療所についてでございます。

現在、朝日診療所は応援医師と常勤医師1名により診察を行っております。今春のドクター不在の騒動からは一安心したところでありますが、しかしながら、町民からは不満や将来の診療所に対する不安の声が多く聞こえております。

一つ、夜間及び休日の診療体制拡充の考えはないか。

2番、現在、入院は不可能であるが、復活できる可能性及び考え方をお聞きします。

○議長（佐藤孝義君） 町長、渡部勇夫君。

[町長 渡部勇夫君 登壇]

○町長（渡部勇夫君） 1 番、中野大徳議員のご質問にお答えいたします。

朝日診療所についてでございますが、項目ごとにお答えいたします。

1 点目の夜間及び休日の診療体制拡充についてであります。常勤医師 1 名の現状では夜間・休日の診療を再開することはかなわない状況であります。朝日診療所では医師の働き方改革により、医師の過重労働を防ぐため 6 月から夜間・休日の診療を休止いたしました。今後、複数の常勤医師が確保できなければ再開、拡充は難しいものと考えております。

厚生労働省からは、医療機関の適正受診についてのお願いが出されており、医師の負担を減らすために、症状の軽い方は平日の時間内の受診が推奨されています。夜間・休日は救急医療機関が緊急性の高い重症患者を受け入れるためのものであるためです。急な病気やケガの場合に救急車を呼ぶべきか迷った場合は電話で相談できる体制も整っています。世界的にも自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当てをするというセルフメディケーションが推進されておりますので、町民の皆様のご理解を得ながら、受診にあたって留意していただくことの周知・啓発に取り組んでまいります。

2 点目の現在、入院は不可能であるが、復活できる可能性及び考えは、についてお答えします。7 番議員にもお答えしましたとおり、医師の働き方改革により、入院を再開するためには常勤医師 5 名程度が必要であり、復活できる可能性については常勤医師の確保次第と考えております。福島県や福島県立医科大学をはじめ、関係機関とさらなる連携を図り、医師の確保に努めてまいります。

○議長（佐藤孝義君） 1 番、中野大徳君。

○1 番（中野大徳君） それでは再質問させていただきます。

質問がだいぶ重複しまして申し訳ございませんが、それだけ今、町民から私どもも言われますし、たぶん、町長さんも言われていることかなと、そういうふうに感じます。

まず、町長の討議資料の一番上にですね、医療・看護・介護体制の充実ということで討議資料拝見いたしました。その内容は急性期・回復期・慢性期における体制づくりと通院手段の充実というところを読みまして、これは診療所、だいぶ力を入れて頑張ってくださいという理解をしましたが、体制づくりということで、特に朝日診療所とは謳ってなかったものですから、これは朝日診療所、現状は昨日の答弁によりますと非常に厳しい、この 2 点について、状況にありますので、この急性期・回復期・慢性期における体制づくりというのは、どういう、町長、認識でおればよろしかったでしょうか。

○議長（佐藤孝義君） 町長。

○町長（渡部勇夫君） お答えいたします。

町民の方が体調を壊されたり、急にケガとか、残念ながらそういう時が起きた時には、緊急の場合は一番は119番で救急車の要請をお願いするということになるかと思えます。そういった中で、その救急隊員が、トリアージといますか、その重症度合もしくはその病状に応じて、その医療機関を探しまして、そこに安全で、バイタルチェックをしながら、安全運転に寄与しながら運んでいただいているわけです。そういった中で、従来ですと朝日診療所から南会津病院もしくは会津若松市内の総合病院という流れが一般的でございました。勿論あの、日中の時間内であれば、その形態は同じだろうと思えます。ただ、救急隊員がトリアージした中で、もう緊急性といますか、重要度が増しているのはまっすぐ会津若松市内というふうに途中の医療機関を省略していくという判断もあるというふうに承知してます。

今度は新しく国道289号八十里が通行できるということで、10月に済生会、新潟基幹病院と三条市と三者間でのその協定結をびまして、そういった大きな病院であっても医師確保を継続的にしていくことは課題でありますので、これは新潟県の事業として、それぞれの大学、様々な大学ありますが、三条の場合は日本大学だそうです、そこと医師養成の奨学資金を出しておりますので、その三条市の負担の一部を只見町も負担し、その救急の場合に救急科という、いわゆるERがありますので、その救急科のほうにアクセスできるようお願いをし、それを協定で明文化させていただきましたので、そういった一つの道ができたという意味があります。

ですから、従来の会津若松市とともに、そういった三条の方面の話、それから救急とともに、今までは南会津医療圏ということで県立南会津病院を中心としてありましたが、医療圏が会津医療圏ということに一つにまとまりました。そういった中でいろいろ、正直、賛否はあると思えますけども、まとまった以上は南会津病院に限らず、県立宮下病院のほうとも現在、本当にあの、宮下病院の先生方も従来であれば会津医療圏の県立病院であります、今は本当にあの、朝日診療所のほうを訪ねていただいたり、本当にあの、ご自身の勤務時間外、休日にわざわざ朝日診療所を訪ねていただいて、只見町の実態を把握していただいたり、また、そういったことで実際、今、朝日診療所から宮下病院に入院させていただくという流れも現在できております。そういった医療間の連携が図れてくると思えます。

併せまして、南会津町、南会津町長とも話してありますが、特に南会津西部地区のクリニック

が一つなくなりましたし、さらに厳しい状況あります。ですから、南会津の西部地区と只見町は似たような環境にありますので、そういったものを南会津町だ、只見町だ、という分け
るのではなくて、一体的に新たなプログラムを南会津町並びに只見町で考えて提案していき
ましょうという話し合いを今、南会津町長とはしております。そういったことがあります。

それから、あとはあの、回復期・慢性期になりますが、只見町にもこぶし苑、保健福祉課
含めて、いわゆる作業療法士さん、理学療法士さんの採用も望んでいるところなんです
が、そういった機能回復訓練をする有資格者を確保していきたいということと、今、在宅リハビ
リ、そういった診療所でのリハビリということにも着手してはありますが、併せまして、昨日
もお看取りの話がありましたが、介護老人保健施設や特別養護老人ホーム、新たな看護付き
の多機能施設という検討もしていきたいということで、そして、まあ、本当にあの、ご家族
にとっては本当にあの、大変ご心配なお看取りができる体制とか、そういったことも考えて
いかなければいけませんし、あとは専門医、特に小児科とか、専門医がおられませんので、そ
ういった方はオンライン診療、診療所に運べば、診療所、3診までありますから、そのうち
の1診を使って、曜日を決めて行っていただいて、そこで専門医の方とオンライン診療をし
てもらおうといったこともこれから考えていかなければならないというふうに思っております
ので、そういった様々なフェーズといいますか、急性期・回復期・慢性期に応じた、それぞ
れの手立てを複眼的に構築していきたいという意味で書かせていただいたものでございまし
て、まだまだ説明が不十分かと思いますが、これを今後、具体的なものとして作成し、ご提
案申し上げ、いろいろご理解やご助言をいただきたいなと現在考えておるところでござい
ますし、併せまして今申し上げたようなことは県のほうにも既に話は伝えておりますので、
只見町の考え方は十分ご理解いただいているというふうに考えてございます。

○議長（佐藤孝義君） 1番、中野大徳君。

○1番（中野大徳君） 今年春から、診療所、それから医師の体制については、やはり、当局
のほうからなかなか説明も、遅かったなと私は感じておりました、で、町民に聞かれても、
なかなかこう、返答できない状況が続きました。で、その間ですね、これは最近のことであ
りますが、やはり診療所に対して、ちょっと、不満を持っていた方から言われたんですが、
その方の考えだと、町政座談会で言おうと思ってたんですが、今年はないようだということで、
直接、僕に言われました。これは細かいことでありますので、それはこの場では発言しま
せんけども、やはりちょっと、なんか、サービスが低下しているようであると、その方は感

じたようです。それはどのようなことかは、それはあの、一般質問にはあまり相応しくないと
思いますので言いませんが、なんとなくサービスが低下しているように感じているという
ことを町政座談会で申し上げたかったのかなというふうに感じました。ただ、その方だけで
ありませんで、やはり、皆さん、いろんな方から、町民から、やはり、今年は診療所に対し
ては不満やら、それから将来の不安ですね、これを訴えられておられます。

それで今回、こういう質問に至りましたけども、昨日の答弁で5名必要だと、入院に関し
ては。という答弁ありました。だったら、その方の返事は、だったら5名見つけてください
よと。早く見つけてくださいよと言われました。それはやはり、5名見つけることが困難で、
大変困難な状況なので、たぶん、こういうふうには町長は答えになったんですよというふう
にはおっしゃいましたが、やはり、これ、町民に理解していただくのは、これは大変なこと
だなと私は感じました。

今まで、5名いなくたってできてたんじゃないかという方もいらっしゃいます。いや、そ
れは働き方改革で今度は、今まではできていたかもしれませんが、この改革によって、や
はりご迷惑というか、できない状況に今、陥っているということも申し上げましたが、なか
なかこれも理解していただけないというか、今、これだけ高齢化になりまして、自分の家の
まわりを見ても、老夫婦二人でいけばまだ良いほうで、一人のところもあります。で、例え
ば二人でいて、急病になった時には、やはり救急車で行くしかありません。当然、付き添い
に乗っていくかもしれませんし、そうした時に、今度、もし入院ということになれば、帰っ
てくる状況は悲惨な状況ですね。タクシーでも頼んで帰ってくるしかない。やはり、一人
暮らしであれば、尚更の事、付き添いもないで行くしかない。都会にいる息子に連絡を
取ってもらって呼ばれるしかない。これが今、高齢化率48.6パーセントですか、これが今、
うちのまわりを見てもそうですし、只見の各集落見ても、やはり、こういった現実でありま
す。さらには、昨日帰った時に、お米を買ってくれるお客さんなんですが、配達してくれと。
で、配達して、なんだやと言ったら、実は降り初めに車を、曇の時に落としてしまったと。
それで免許をもう返すことにしたと。返してしまったということでもあります。それもやはり
二人で仲良く暮らしていらっしゃるご夫婦なんですが、そうすると、やはり、いざという時
には、救急車に乗っていった方がいいが、帰ってくる手段が何もない状況に、ああ、これ、周
り見ても、自分のところ見ても、遅からず早からず、そういう状況に陥ってくるんだなと。
これが今、町民の大きな診療所に対する不安であります。私のことを言えば、じいちゃん、

ばあちゃんの時は診療所に最後は看取り入院みたいな恰好でいましたので、そして、ですから家族で面会もしましたけども、今はそういう状況にもいかない状況にありまして、なんとか、この不安を取り除いてあげたいんですが、なかなか現実はそうはいかない状況に今、町はあるなど非常に強く感じております。

三条市との連携という今、お話もありましたけども、やはり、1時間以上はかかるわけで、大沼郡の宮下病院、この連携も確か、私も実感しました。これはあの、稲刈り時期にちょっと事故ありまして、その時に救急手配が大沼郡の救急車と、地域的に近いものですから、地理的に、それからこっちが1台出払っていて、伊南のほうから1台、1秒でも早く来たほうが乗せていくという状況で、ああ、すごいなというふうな連携を感じてはおりました。さらにドクターヘリまで手配していただいて、大変あの、そういった連携の面では構築されているんだなという、連携協定を組まれた次の日だったと思います。あの事故は。その朝、新聞で見ましたけども、ああ、それにしてもよく連携なさっているなというものを実感で覚えています。おりましたが、ドクターが、例えば、募集、来てくれと頼んだ時に、地理的に不利であるというふうな答弁もこの前いただいたと思いますが、地理的に不利なところであるからこそ、ドクターが必要なんです。ですから、地理的に有利なところは、それはドクター行きますよ。不利だから逆にドクターが必要なんで、そのことを、やはり一生懸命に訴えたり、それから要請したり、なかなかこれは難しいかもしれませんが、それをできるのはやはり、当局の皆様方、町長しかおりませんし、町長はやはり、診療所に関しては、少し、私はこの一年間を見れば、年末でもありますし、春からの騒動を考えれば、少し遅れをとっておるのかなと、個人的な感想ですけども、町長はどう、この一年間の診療所に対する、診療所に対する仕事といたしますか、自分なりの対応はどのように思われておられますでしょうか。

○議長（佐藤孝義君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） お答えいたします。

今、中野議員が本当にあの、ご高齢の免許返納された方、また本当にあの、万が一、救急車で行っても帰りの足の問題、また入院ができない事柄等々、具体的にお話いただきましたが、本当にあの、一つ一つが本当に深刻な問題で、本当に大変厳しいといたしますか、本当に不安が大きい実態になっているということは、それはあの、残念ながら認めざるを得ません。

そして、その状況を少しでも改善していきたいということで、1回目の答弁で申し上げたわけですが、ちょうど昨日のニュースでもやっておりましたが、やはり医師の偏在、

全体の医師数は増えているそうですが、地方の医師が減っているということ、十分、ご案内のとおりですが、そういった中で、国のほうでも厚生労働大臣が、医師を地方に年限を決めて義務付けようという諮問案を作って、医師の偏在を緩和するために地方の医師勤務を義務付けようということで厚生労働大臣が試みたわけなんですけど、結局、それができなかったということで、様々なパワーバランスと申しますか、国レベルのパワーバランスがあってできなかったということです。今般出てきたのが、新たな病院管理者と申しますか、所長とか、院長とかになる場合の、その年限の問題で、その年数の問題でちょっと、地方の勤務を促そうという試みもされてるようですが、今言われるのが、医師がそもそも、院長になりたいと思っている医師がどれくらいいるんだろうと。院長を目指さない医師が増えているんじゃないかというようなことで、院長になるには何年何年、地方に勤務しないと院長先生になれませんよと、国が言ったところで、いや、私、院長にならなくていいですみたいな、やっぱ、そうなってくると、なかなか、厚生労働省、厚生労働大臣がいろんな試案と申しますか、諮問案とかつくって、いろんな審議会やっても、やはり国レベルのパワーバランスの関係で、やはりそれがままたらないというのが今の日本の国の医療の実態だと思います。一町長が言うには大変大きな問題過ぎますが。ですから、それを町長が云々かんぬん、到底、正直言って手の及ばないところであります。もし、できるとすれば町内から、町民から医師を養成して、医師になったら是非只見に帰ってきてくださいという呼びかけが一番、町ができることかなというふうに率直に思っております。

それでも決してあきらめているわけではなくて、国のほうもそれは解消していかなければならないという認識は一致してますし、あとはあの、昨日、ラジオだったか何だか、ゆうべ、車運転していてちょっとあの、ニュースソースちょっと忘れましたが、田野畑村ってありますけど、あそこ、人口4,000人くらいの村ですけど、そこの現在、診療所の先生、お一人で75歳だそうです。で、自分も後期高齢に入ったんで後継者探してるけども見つからないんですということで、75歳のお医者さんが一人で田野畑村を支えていらっしゃるって後継が見つからない実態。これがどんどんどんどん、クリニックや診療所がまったくない自治体がこれから加速度的に増えているというようなニュースを改めて聞きまして、本当に深刻な実態がここに来て、本当に坂を下るような勢いで増えてきていると。本当にあの、そういった厳しい状況があります。ですから町としては様々な機会を捉えて、県にもお願いしてますし、直接、知事との要望にも昨年、今年の春ですか、にも要望しましたし、またあの、年が

改まって、また県に直接、知事に要望する機会ありますので、そういったことは今回の御礼とともに、改めてそういった要望はしていくつもりでございますし、やはり、そういった国とか県の、県は一生懸命やってもらってますが、国がなかなか、大きなパワーバランスの中でそういった実態にあるということ。

あとは、今一番ありがたいなと思っているのは、広域消防の職員の方々が本当に献身的に、本当にあの、定数が若干増えたとはいえ、一度に増えるわけではありませんので、本当にあの、消防署の職員の精神的、肉体的な負担は大きいと思っておりますので、そういったことに日々感謝しながら、また先ほど申しあげました宮下病院や、それから南会津病院あとは県立医大、柳津診療所の先生であったり、様々多くの方々、あとこの年末年始にお看取りをしていただく方が、それは朝日診療所にご縁がある方、もっと言えば、朝日診療所や介護施設の職員間の人間関係で、只見町を応援しよう、朝日診療所を応援しようという個人的な人間関係、ネットワークの中で年末年始にお看取りに来ていただける先生がいらっしゃいます。ですから、国や県に要望することも勿論大事ですが、日頃来られた先生方と、本当にあの、こう言うと語弊ありますが、やはり友好的なコミュニケーションを紡げる人が町内、その診療所、介護施設、地域にいるということが非常に、只見町にとってはその絆を紡いでいく大切なキーパーソンだというふうに思っておりますので、そういったのを個人的なキーパーソン頼みでなくて、町自体がそういったキーパーソンの人を大切に、それをやっていくんだっていう姿勢、それで南会津の町長にも話しましたが、新たな、ともにプログラムをつくって、若い先生方に只見町に足を運んでもらって、医療の勉強だけではなくて、時々はおアフターファイブとか、いろんな形でそういったキーパーソンの方々一緒になって、ああ、良いところだねっていうリラックスタイムといいますか、そういったものもセットのプログラムをつくっていききたいですねという話はしてますし、そういったプログラムづくりについてもこれから努めていきたいなというふうに思っております。

少し、ご質問の趣旨と外れたかもしれませんが、率直なところを申し上げさせていただきます。

○議長（佐藤孝義君） 1番、中野大徳君。

○1番（中野大徳君） ありがとうございます。

昨日の答弁の中で、医療・介護・福祉の在り方検討会というものを今やっていらっしゃる。この、あれですか、これは将来の診療所、それからも含め、医師が来る、来ないことを前提

にやっぺらっしやるわけではないと思いますが、ちょっとこの中身をどのようなことをやっぺらっしやるのか説明いただければありがたいです。

○議長（佐藤孝義君） 保健福祉課長、吉津瑞穂君。

○保健福祉課長兼朝日診療所事務長（吉津瑞穂君） 只見町の医療・介護・福祉在り方検討会ということで、今年度から設置をさせていただいて、保健福祉課の所管で会議を開催してございます。会議の名前のおりですね、朝日診療所だけではなくて介護施設、そして町内の福祉サービスについて、様々に、委員の方に現状をまず理解をしていただくこと。そして、只見町にとってどういったサービスがこれから必要なのかということについて、4月から12月までの間に5回開催をしております。最後の5回目の会議を12月の11日に開催をしまして、この在り方検討会の中で出された意見として、町にこういうような要望を、要望というか、していただきたいということで意見書のほうをまとめまして、町長のほうには提出をさせていただいております。

一番大きなものとしては、勿論、診療所の医師の確保というところはございますので、要望の中には常勤医師の確保、そして、新しいオンライン診療であるとか、そのICTを活用した部分の要望もございました。

また、あとは介護施設ですけれども、介護施設、老朽化している建物もございまして、その在り方について検討を今後、町でもしてほしいということであったり、組織の施設の再編をもう検討する時期にきているのではないかとといったようなご意見も多数いただいております。

あとは、医療、そして介護に、どっちにも関係することなんですけれども、やはり、人口減少と、あと高齢化ということで、非常に担い手が減っている。これに対して何らかの手立てをもう考えていかないと、その雇用だけ増やすといっても、そこに応募する人がもう、ほとんどいないという状況ですので、それをどうやって解決をしていくのか。そこは町だけでなく、福祉法人等々とも協議をしながら、新しいものをもう考えていかななくてはならないのかなというような話もございました。

そして、先ほど中野議員からもありましたけれども、町からの発信が非常に遅いということで、これは私どもも非常に反省はしております。医師の働き方改革の制度についてもなかなか理解を得られていないというのも、町からの発信が少なかったからだろうというふうに思っていますので、そういったことも含めて、町はきちんとそういった制度について町民に

お知らせをしてほしいというような中身の話もございました。そういった形で、その町の取り組みに対して、様々な代表者の方に集まっていただいて、今後、町にしてほしいというようなことをとりまとめた会議となっております。

○議長（佐藤孝義君） 1 番、中野大徳君。

○1 番（中野大徳君） ありがとうございます。

今、南会津病院とかと非常に連携していて、急患というか、南会津病院でしか処置できないケースがほとんど、救急車で行かれると思うんですが、答弁書にあるように、この軽度などうのこうのとか、これは別に軽度じゃないんで救急車呼ばるんですよ。普通だったら、普通、一般に考えれば、救急車、なるべく呼びたくないんですよ。そんな時は救急車呼べって言われる。後から言われるケースもあるんですが、普通の人は救急車を、そんな大袈裟じゃないと思って、家族の方も、家族で送れば送っていくケースが多いんです。ですから、わかりませんけども、ニュースではタクシー代わりに使われているようなニュースも流れてましたけども、普通、常識のある人であれば、家族とか車があれば、大体は家族が行くケースが只見の人は多いんでないかなというふうに思っておりますので、軽度な場合は自分で治せとかって書いてありますけども、自分で治せるものは治してますよ。そんなの。しょうがなくって呼ぶケースがあるんで、こういった、まあ、ちょっと、世界的にも、とかっていう答弁書ですけども、それはわかります。それはわかりますけども、どうしようもないんで病院に行くわけですから、普通は。ちょっと、この辺の回答はちょっと不本意だなと思いました。

それからあと、その連携の事を伺いますと、例えば、行って、例えば南会津病院に入院せざるを得なかったと。そして、例えば治療がすんだと。そしてあとは回復を待つだけだと。例えばそういった方、同じ入院でも様々なケースがありますので、せめてそういったケースにでも診療所は対応できないのかなと。そういった、ケースバイケースですから、入院も。大ケガで入院している人もおりますし、もう、あとは回復を待つだけだと。実際にやはり、さっきの、すみません、例出しますけども、足を切断せざるを得ない。今は義足での訓練をなさっている。でも、やはり、そのリハビリ、今やってますけども、そういった方はもう、もし近くに、旦那さんも仕事は只見なものですから、なかなか、休んで行くわけにもいかない。行くにも遠い。まして冬や峠もあります。ので、そういったケースだけでも連携して、言葉は入院という言葉になりますけども、できないのかなと。そういったのを模索する方法も、模索してほしいなと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤孝義君） 保健福祉課長、吉津瑞穂君。

○保健福祉課長兼朝日診療所事務長（吉津瑞穂君） ただ今のその、回復を待つ方のケアというご質問だと思いますけれども、やはり入院という形で診療所でお預かりするのは、やはり医師が複数いるという状況でなければ、実際のところは難しいだろうというふうに思います。

11月に、本当に、城先生に来ていただいて、一日二人体制の日が増えたということもございまして、訪問診療もしくは訪問看護等で支援をすることは可能でございます。また、リハビリにつきましても、ちょっと医療ではないんですけれども、短時間リハビリということで、今年度から診療所で日帰りというか半日なんですけれども、リハビリを受けることも可能ではございます。ただあの、機能回復といった面で、只見町に作業療法士しかおりませんので、理学療法的なそのリハビリが必要だということであれば、やはりそういった専門の医療機関等でのリハビリのほうが回復にとってはよろしいのかなというふうには思っております。おっしゃるような入院という形でのケアはできませんけれども、在宅医療の支援は可能ですので、是非ともまあ、そういったケースになりましたならば、ご相談いただくことがまず一番なのかなというふうに思っております。

○議長（佐藤孝義君） 1番、中野大徳君。

○1番（中野大徳君） 相談させますので、よろしくお願い申し上げます。

いわゆる、これから今の状況では、ドクター不足により不可能であると。不可能であるし、昨日の答弁だと極めて難しい状況にあるという答弁でございますが、その後、町長は年明けから、説明会というか、説明なさると、今の状況というか、そういったことをおっしゃったような気がします。それはどういった場でご説明なさる予定でしょうか。

○議長（佐藤孝義君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） お答えいたします。

私としては、まず議会議員の皆様ということでございまして、何をということになれば、先ほどらい話が出ております医療・看護・介護、また福島で及ぶかもしれませんが、在り方検討会の報告を受けております。そして、それを、ただ報告書を受けただけでなくて、それをどういう考え方で今後、それに取り組んでいくかと、体制も含めた案を含めてお話ししたいということで、それは年明け早々というわけにいきませんので、それ、新年度に向かってという話になりますが、案をいただいて、その、どういうふうにそれを受けて、どういうふうにやっていくんだと、こういう方法でやっていきたいと思うという、その方向性の話をまず、

議会議員の皆様させていただくのが順番だろうというふうに思っておりますので、新年度早々になるかもしれませんが、ちょっとはっきり今、何月何日と申し上げる段階にありませんが、そういった考え方で、いずれ、話少しそれますが、小学校の在り方検討会もそうですが、私が今、2期目にあたって、この4年間は様々な事柄が全て、人口減少とか、持続的な町として生き残れるか、財政はどうなるんだという、昨日言った三角関係の中で全て一つ一つ、なんといいですか、こんなこと言うと語弊ありますが、必ずしも全てが全て、歓迎されない方向性ももしかするとあるかもしれません。それは決してあの、切り捨てるとか、簡単に行政サービスをやめるとかという意味ではありませんが、やはりその辺の三角関係の中で、やっぱりその、皆様のご理解とお力添えは是非とも必要ですが、その若い世代が只見町に住み続けたい、また帰ってきてほしいと呼び掛けることができる町になるために、やはり今も勿論、皆さん、大変な心配ありますが、さらに若い世代が、これ進んでいけば、たぶん、声を挙げなくなってくるのではないかなと、極端に言えば、静かに、黙ってよそに行ってしまうとか、そういった、より声を挙げてもらえない深刻な状況を大変心配していますので、やはり、そういったことを方向性を出していかなければならないというふうに思っておりますので、今、長々と抽象的なこと喋ってますけど、いずれ、そういった具体的な提案を差し上げて、ご意見を賜る場を設けたいと思いますので、今日のところはそうにご理解いただければ大変ありがたく存じます。

○議長（佐藤孝義君） 1番、中野大徳君。

○1番（中野大徳君） 是非、早めに開催してほしいなというふうに思います。

というのは、やはり、私に言う人も、俺はクレーマーだと思われてもいいって自分で言うんですよ。でも、誰か言わなきゃしょうがないから、って前置きして俺に言うんです。やっぱり、そういう人がまだ、いるだけ、いるだけっていうか、声を挙げてくれる、言ってくれる、何言われても俺が解決できることではないんですけども、やはり誰かに聞いてほしい。言いたい。という声を挙げる町民がまだいますので、是非、町長、やはり、町長心配なさっていることは真実だと思います。それより若い世代になると、やはり黙って出ていく。ああ、こんなところいられねえとか、誰かに文句言う前に、もう行動起こしてしまうと、そういったパターンもありますし、それから、そうおっしゃる方は自分の息子、今悩んでんだと。自分、事業やってますけども、やっぱり、この先の医療とか教育を考えると、本当にそう言うべきかどうか、本当に悩んでいらっしゃるケースでありますので、なるべく早く開催してほしい

など。やはり、自分では教育と医療は、これは格差があってはならないとずっと思ってますけども、現状、やはりこれは、田舎と、中山間地と都会では、非常に格差が如実に表れてきたなど。人口減少いろいろ問題ありますけども、これ、この二つは、やはり町にとって人口減少を加速させかねないと、そういうふうには自分は考えておりますので、是非、早い段階でそういった町からの発信をしていただきたいなど、そのように感じます。

それから、ドクター、今、少ないがために、入院、それから緊急のあれも受けられないということは、これは十分、私としては理解しておりますが、そうであれば、これは大変困難、極めて困難だというお言葉をお使いになりましたけども、やはりこの困難を、これ、乗り越えられるかどうかわかりませんが、今日の答弁書には、最後には常勤医師の確保次第と考えておられる。さらなる連携を図り医師の確保に努めてまいりますという最後の答弁書でありますので、これはやはり、町民としてはおおいに、この最後の1行に期待して質問を終わりたいと思います。

町長、お願いします。

○議長（佐藤孝義君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） お答えいたします。

中野議員は様々な、本当に辛いご事情や不安を抱えていらっしゃる方、また本当にあの、クレーマーと思われてもいいからこれだけははっきり言っておきたいという様々な、本当に切なる思いで生活されている方の声を受け止められて、今日、この場で一般質問いただいているというふうに思っておりますので、そういった声を決して、クレーマーだとか、そういった受け止め方は私はしておりません。それだけ辛い、切ないといえますか、従来よりも厳しい医療環境になっているということ、そういった言葉で表されているんだろうというふうに思っておりますので、決してそのような否定的な受け止め方はしていないということをはっきり申し述べさせていただきます。

またあの、最後の、1回目の文書の結びのところにあるところを、おっしゃっていただいたんだなというふうに思っておりますが、本当に、いろんな国のほうの制度改革頼みではありませんが、これだけ本当に、ここ10年、本当に急速に都市と地方の格差が広がってきているなというのは、ひしひしと私だけでなく皆さん感じていらっしゃると思います。

やはり、これはあの、国の政策にも期待したいんですが、やはりしっかりと我々町村長や町村会、様々、議会議員の皆様も、そういった議長会等々ございますので、様々な場面で我々

も声を挙げていきますけど、中野議員はじめ皆様方にも、そういった様々な場で、今までもやっていただいておりますけど、また継続して声を挙げて要望していただきたいなど、お力をお借りしたいなと思います。

そして、やはり本当にあの、医療環境とか商店が、生活環境が整ってないと、人口減少、若い人に来てください、魅力的な町ですって言っても、商店ない。医療機関はない。そこでどうやってと言われると、本当にあの、言葉をなくしてしまいますので、それに課題は受け止めつつも、皆さんとともに努力してまいりますし、私も勿論、一番責任あると思っておりますので、本当に医師の確保につきましては様々なところのお力をお借りしながら、その努力していきたいと思っておりますので、そのようにご理解とお力添えを引き続き賜りますようお願い申し上げます。一般質問いただきましたことに、まずもってありがとうございます。

○1番（中野大徳君） これで質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（佐藤孝義君） これで、1番、中野大徳君の一般質問は終了しました。

次に、11番、齋藤猛君の一般質問を許可します。

11番、齋藤猛君。

〔11番 齋藤 猛君 登壇〕

○11番（齋藤 猛君） 11番、齋藤です。

通告書に基づき一般質問をいたします。

質問事項といたしましては、渡部町長の2期目の施策について。

質問の要旨としましては、渡部町長は、選挙の際に、医療・看護・介護体制の充実、子育てしやすい環境づくり、健康でいつまでも元気で暮らせるまちづくり、集落運営の支援、建設業の持続化支援、町内企業の振興、商業の振興、農業の振興、地場産業の振興、景観整備と獣害対策、只見駅前の施設整備、青年後見センターの設置、防犯対策の強化等を掲げ支援を求め、再選にあたり、自然に立脚した経済を確立し、その良さを知る人を育てていく。そうすることで人口が減っても生き残っていく町を目指したいと語られました。

集落運営の支援と建設業の持続化支援の2点について、どのような方法、手段で取り組まれるか町長のお考えをお聞きいたします。

○議長（佐藤孝義君） 町長、渡部勇夫君。

〔町長 渡部勇夫君 登壇〕

○町長（渡部勇夫君） 11番、齋藤猛議員のご質問にお答えいたします。

渡部町長2期目の施策について、集落支援と建設業の持続化支援でございますが、順にお答えいたします。

まず集落運営の支援の方法、手段についてであります。町内各集落においては、コロナ禍で集落行事の中止や規模縮小等による住民交流の機会減少の時期があり、5類移行後には各集落において事業の精選・改良をしながら徐々に復活してきてはいるものの、担い手不足による集落機能の低下がより顕在化し、組織運営は容易でない状況であると認識しております。

そういった中、現在は集落の運営及び集落が管理する集会施設の管理運営に対する経費支援として集落運営支援交付金の交付を行っております。また、集落内の草刈りや堀払いなど普請作業の負担軽減のための重機借上げや作業委託等に対する費用支援及び集会施設の積極的な活用のための集会施設のエアコン設置費の支援として、地域づくり推進交付金の交付を行っております。さらには、区長連絡協議会の会議及び各種研修事業などを通して、各集落間の情報共有や意見交換、共通課題等に対する研修などを実施していただいております。

今後も各集落区長等のご意見をいただきながら、集落活動への支援の充実を図ってまいりたいと考えております。

次に、建設業の持続化支援についてであります。只見町における建設業は、通常の社会資本整備や維持管理業務のほか、災害時の復旧対応、冬期の除雪作業による交通の確保等、非常時、緊急時においても地域の安全、安心を守る地域の守り手として重要な役割を担っていただいております。

一方、建設業界では高齢化、若者離れによる担い手不足が深刻化しており、中長期的な対策として、建設業の生産性向上と働き方改革に国・県と連携して取り組んでおります。

現在の主な取り組みとしましては大きく3点ございます。

1点目は、発注者指定による、週休2日工事により労働環境の改善を図っております。

2点目は、現場環境を改善し、魅力ある仕事、現場の創造に努めることを目的とした、ウィークスタンスの導入です。内容については休日出勤、時間外労働を抑制するために、書類等の提出期限を月曜日としないことや、時間外労働にかかるおそれのある打ち合わせや作業の依頼をしないなどです。

3点目は、工事書類の標準化で、国・県・町が同じ様式を使用することで工事関係書類の

業務削減を目的とした取り組みであります。

町独自の支援としては、建設業に限定した制度ではありませんが、土木技術等を学ぶため、専門学校や大学などに進学した際の奨学金について、U・Iターンされた場合、奨学金返還免除などの支援を行うことで担い手確保に努めているところです。

除雪事業については、除雪単価を令和2年度比で約33パーセントの増額、待機補償制度の拡充として、新たに12月、3月も補償対象期間として事業者やオペレーター等の待遇改善に努めるとともに、新たな除雪オペレーターの養成のため、除雪オペレーター育成支援事業補助金も実施しているところです。

なお、只見町建設業協会とは随時、意見交換を行っているところでありますが、今後も課題を共有し、建設業が抱える課題解決に努めてまいります。

○議長（佐藤孝義君） 11番、齋藤猛君。

○11番（齋藤 猛君） 答弁ありがとうございました。

再質問いたします。

町は駅前広場や只見線、八十里越、魅力発信事業等で交流事業を増やし、移住定住を促そう。また、第七次振興計画でも住民が主役の住みやすい、働きがいのあるまちづくりを進めておられますが、現在、人口は減少し、荒廃農林地は増え、それに医療、買い物問題でも様々な問題を抱えております。これは住みやすい町ではなく、住めない町に向かっているのではないのでしょうか。これらの問題を対処するには集落の働きが大切と考えます。答弁書にありますように、担い手不足による集落機能の低下が顕在化し、組織運営は容易でない状況にあるとありますが、ある集落では担い手もない、人がいなくなることによって水道の管理ができなくなっている部落があります。集落があります。町からの集落運営支援交付金もいただいておりますが、それでも足りず、区費の値上げしたいにも、高齢者、年金生活者、一人暮らしで、それもままならない。そのような集落がありますが、集落支援運営金の増額、充実ということは考えられてないのでしょうか。

○議長（佐藤孝義君） 中央公民館長、目黒祐紀君。

○中央公民館長（目黒祐紀君） ただ今お質しのございました集落運営支援交付金につきまして、様々な集落の現状をお話いただいたうえで、集落支援交付金の増額の考えはないかといったようなお質しでございました。

集落支援交付金の中身でございますけれども、一定の金額に人口数を掛け合わせた加算金

のほうを交付をさせていただいて、集落の支援という形で交付をさせていただいております。全体を全て町でみるといったようなことはなかなか難しいというふうに考えておりますので、その全体的な集落、それぞれの集落においての一部支援というような形で集落支援交付金の交付を行っているところでございます。

今、お話のありました水道の管理であったりだとか、特に今回、全体の共通の課題として、やはり普請作業の担い手というか、作業がなかなか難しいといったようなお話もありまして、その機械化のための支援ということでの地域づくり推進交付金を交付しているといったようなことがございますので、それぞれの課題、集落課題に対して全て集落運営交付金での解決を図るということではなくて、それぞれの区長様からのお悩み、こういったところも意見聴取をしながら、よりの確な支援の方法について考えていきたいというふうに考えております。

○議長（佐藤孝義君） 11番、齋藤猛君。

○11番（齋藤 猛君） 地域づくり推進交付金ですが、集落のパワーアップ事業と思われませんが、現在、これを利用して用水路の維持管理とかが行ってますが、金額が少なくて、一度限りでは終わってしまう。急な出水により、取水堰がくわって、それをいざ補修しようとしても財源がない。ですから、もう少し増額をしていただけないかとありました。その辺はいかがでしょう。

○議長（佐藤孝義君） 中央公民館長、目黒祐紀君。

○中央公民館長（目黒祐紀君） 集落パワーアップ事業につきましては、今、議員からお話のございました集落で管理をしている普請作業ということで、集落の集落堰の管理等々につきましてもご活用をいただいているというふうに承知をしております。

先ほども申し上げましたけれども、やはり全てを町の費用でもつということはなかなか難しいところがございます。そういった中で、一部支援という形で、各集落において15万円というような金額で現在運用をさせていただいているところでございます。集落の堰普請であったりだとか、普請の内容につきましては各集落ごとにそれぞれ事情が異なってまいります。共通的な課題として、集落地域づくり交付金での交付支援という形をしておりますので、それぞれの集落の課題につきましては、またそれぞれの集落、また全体課題としての捉え方ができるかどうかも含めまして検討させていただきたいというふうに考えております。

○議長（佐藤孝義君） 11番、齋藤猛君。

○11番（齋藤 猛君） 地域づくり推進交付金について、集落施設設備事業がございしますが、

これはエアコンに限られる。そして、来年度でたぶん終了の予定だと思われます。これ、集落の集会所の補修に使いたいが、使用用途が限られているため非常に使いづらい。その辺もっと柔軟に対応できないのでしょうか。

○議長（佐藤孝義君） 農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星 一君） ただ今のお質しでございますが、地域づくり交付金のエアコン設置については、集落共通の課題ということで、特出しでの交付金を設定をされて実施をしているということです。

集会所の修繕等々につきましては、公共事業補助金の中にメニューがございますので、内容にもよりますけれども、その中でご相談をいただければ対応はできるのかなというふうに思いますのでご承知置きをいただければと思います。

○議長（佐藤孝義君） 11番、齋藤猛君。

○11番（齋藤 猛君） はい。わかりました。

水道事業ですが、第七次振興計画では、昨日、上下水道に対してある程度、満足度を得られたと答弁されたと思いますが、今年も布沢地区で水がなくなった。先ほどお話したように集落で簡易水道ではない、組合水道の維持管理もままならなくなってきた。簡易水道受けられているところは来年度も老朽管の補修作業とかありますが、組合水道をやられているところを今後どのように進められるか、その辺をお聞きいたします。

○議長（佐藤孝義君） 町民生活課長、増田功君。

○町民生活課長（増田 功君） ただ今のお質しでございますけれども、今年あの、布沢の町水道のほうで施設、水道の水が少ないので、それを改善したいということで要望がありまして、それで、只見町の公共事業補助金というものを活用して整備をしていただきました。ほかの集落水道につきましても、只見町公共事業補助金が利用できますので相談に乗っていきたいと思います。今おっしゃっている集落等ありましたらば、声を掛けていただければと思います。

○議長（佐藤孝義君） 11番、齋藤猛君。

○11番（齋藤 猛君） ありがとうございます。

今あったみたいに、いろいろな補助金があると思いますが、使い勝手がわからない。それで、ある区長から言われたんですが、公民館で人員を増やし、地域づくりを助言する人や補助金の使い方を助言するような人を配置していただけないかということがありました。その

辺はいかがでしょうか。

○議長（佐藤孝義君） 中央公民館長、目黒祐紀君。

○中央公民館長（目黒祐紀君） 今ほど、様々な集落課題に対して、公民館、もっと集落の中でいろいろこう、地域づくり、助言をしたり、一緒になって考えるといったような体制を組んでいただきたいというお話をいただきました。公民館に求められる機能、まさにそういったところだろうというふうに思っております。そういった意味ではまだまだ不十分な部分があるかなというふうには思いますので、なお、各公民館長とも、そういった情報共有また意志共有を図りながら各集落に寄り添った対応ができるように努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（佐藤孝義君） 11番、齋藤猛君に、議長のほうからちょっとお伝えしますが、この質問の趣旨と、関連はわかりますけども、趣旨と外れた質問になっておりますので、その辺をちょっと気をつけて発言していただきたいと思います。

○11番（齋藤 猛君） はい。わかりました。

今、指摘受けましたので、各集落の区長はいろいろな問題を抱えられております。答弁書にありますように、区長の意見を伺いながら集落活動の支援を充実させたいと言われますので、今後、先ほど申しました集落運営支援交付金、地域づくり推進交付金等の新たな充実をお願いして、この問題は終わりたいと思います。

次に、建設業の支援についてお伺いいたします。

除雪体制についてですけども、町では除雪車の運営管理ですか、GPSを使った、それが導入してもらったおかげで稼働時間の管理、お金の管理がすごく楽になったと聞いています。建設業との随時、意見交換てなされているらしいですが、これはどのような内容をやられているのでしょうか。

○議長（佐藤孝義君） 農林建設課長。

○農林建設課長（星 一君） 定例的にご挨拶にお見えになる場合も勿論ありますし、近年ですと、浅雪が非常に、冬期間あるということで、その中での建設業の在り方であったり、除雪関係の内容であったり、様々なんですけれども、そういったことで、あと国での、町長の答弁にもございましたとおり、国での働き方改革に関しての町での取り組みについてもお願いされたりと、そういったことで様々、ご意見を頂戴しながら意見交換をしているということでご理解をいただければと思います。

○議長（佐藤孝義君） 11番、齋藤猛君。

○11番（齋藤 猛君） これは提案なんですけども、除雪支援システムというのがあります。

これ、昭和村でやってるものなんですけど、地図情報を搭載したタブレットを除雪車に取り付けて、測位衛星で除雪車の位置を管理するものです。これにより、道路からの転落、物損の破損事故が減少したとありますが、只見町では導入を検討していただけないでしょうか。

○議長（佐藤孝義君） 農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星 一君） 大変ありがとうございます。

ちょっと、内容について全て承知をしておるわけではございませんけれども、改めてですね、そういったものの内容について確認をさせていただいて研究をさせていただきたいというふうに思います。

ありがとうございます。

○議長（佐藤孝義君） 11番、齋藤猛君。

○11番（齋藤 猛君） これもまた除雪の問題なんですけど、289号八十里開通にあたり、北海道、国土交通省の北海道開発局でやられている、i-Snowというシステムがあります。町長はご存じかもしれませんが、289号の建設期成同盟の総会でプレゼンを受けられると思いますけど、いかがでしょうか。覚えていらっしゃるでしょうか。

○議長（佐藤孝義君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） すみません。技術的なことだとすれば、すみません、その点は不勉強でありますので教えてください。

○議長（佐藤孝義君） 11番、齋藤猛君。

○11番（齋藤 猛君） これ、産官学民が協働で除雪のロータリー車、それを自動運転するものです。で、北海道でやっていて、まだ本州ではやられてません。八十里は豪雪地帯です。このシステムを新潟県、三条市、福島県、国土交通省と連携して導入することによって、開発拠点、実証拠点として良いのではないかと思いますけど、その辺を町長の、連携事業として、考えていただけないでしょうか。

○議長（佐藤孝義君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） まず、そのi-Snowですか、教えていただいてありがとうございます。

産官学民の連携の中での新たな自動運転システムというふうに理解しました。

昨日、どなたかのご質問でお答えしましたが、289号線八十里、まず通信環境の課題があります。トンネル内は設備するというのですが、トンネルから出たところが現在のところ、まだ通信環境が良好に整備するという確たるものに至っておりませんので、今、総務省のほうの補助制度を使って、その正式な名称はちょっと今、トンネル設備協会でしたか、その移動通信の、そういったトンネル設備する協会さんが、そういった総務省の事業を活用して、トンネル外についてもキャリアに向かって、手を挙げてもらうような、そういった取り組みを今後していただけるような情報も入っておりますので、やはりそういった中でトンネル外についても、キャリアに手を挙げてもらって設備を整えるということがまず、トンネルの外についても、やはり通信環境を整えてもらうということがまず先決だと思ってまして、町としても県庁のほうにはお願いしてますし、あと町自体も積極的な姿勢を示す意味の申請もしておりますが、そういったまず、通信環境の確保ということをまず、その前段にやっつけていかなければならないという認識で現在のところはございますので、その後につきましては、まずそれが整った後での話になるかもしれませんが、また、同時並行でという話になるかもしれませんが、貴重なご提案の一つだというふうに受け止めさせていただきました。

○議長（佐藤孝義君） 農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星 一君） 八十里越の除雪に係る自動運転と、今、通信関係については町長、ご答弁なされました。八十里越の除雪につきましては福島県、国道でございますので、福島県が実施をしていくという形になろうかと思いますが、そういった中で数年前から福島県、只見町建設業協会、あと只見町の農林建設課も含めて、様々、今後、課題となり得るもの等々について共有をして、今後どういう改善をしていったらいいかというような話を行っておるところでございます。いずれ自動運転、そういう話にやはりなってきますので、齋藤議員おっしゃった話につきましては、大変な雪の量でございますので、そういった考え方、非常にまあ、オペレーターの人員の確保の問題等々も考えますと大変有意義なものだと思いますので、新潟県側も含めてですね、そういった協議というのは大切だろうというふうな認識を持っております。

○議長（佐藤孝義君） 11番、齋藤猛君。

○11番（齋藤 猛君） 最後の質問に通信網をあげようと思いましたが、町長が話されたので、是非、トップセールスマンとして早い段階の通信網の整備をされるようお願いして質問を終わります。

○議長（佐藤孝義君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） お答えいたします。

ただ今、齋藤議員から、私の２期目の施策についてということで一般質問いただきまして、特に集落の支援と建設業の持続化支援という２点について、特に建設的なご意見をいただいたと、ありがとうございます。

特にあの、２点目のところ、２８９号、様々な面で命の道であったり、観光交流の道であったり、教育の道であったり、産業の道であったり、様々な道でございますので、そこに期待するところは大きくありますが、ただ、それに合わせて準備、しっかりしていかなければならないことも多くございます。

その一つに、やっぱり通信環境ということでありますので、先ほども申し上げましたが、県庁のほうにも要望をし、また、三条市長が福島県庁に来ていただいて一緒に陳情したり、私も新潟県庁に行って一緒に市長と陳情したりということでやっておりますが、そういったところでも通信環境含めて要望をしておりますし、さらにその活動を強めていきたいというふうに思っておりますし、齋藤議員はじめ議員各位におかれましても様々な機会にご要望いただければ大変心強く思いますので、その辺のところ、ご理解と、また、さらに努めていくということをお約束申し上げまして私の答弁とさせていただきます。

ありがとうございます。

○議長（佐藤孝義君） これで、１１番、齋藤猛君の一般質問は終了しました。

少し早いのですが、昼食のため、暫時、休議をしたいと思います。

開始時間は１時ちょうどといたします。

休憩 午前 11時24分

再開 午後 12時56分

○議長（佐藤孝義君） 皆さん、お揃いなのですが、時間前でございますが、午前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行します。

４番、菅家忠君の一般質問を許可します。

4番、菅家忠君。

〔4番 菅家 忠君 登壇〕

○4番（菅家 忠君） 4番、菅家でございます。

通告に基づき一般質問をいたします。

質問事項は、薪エネルギー事業のボトルネックは何かであります。

質問の要旨を述べます。

細かく質問をさせていただきたいと思っております。

1、薪エネルギー推進室の事業は想定どおり進んでいらっしゃるでしょうか。

2、本事業は町民に理解が広がっていると捉えているのでしょうか。

3、伐採木の搬出・運搬・集荷・配送が出口戦略の拡大にネックとなっているのでしょうか。

4、ユニック付きトラックはレンタルを想定しておりますが、グラップルなどの伐採現場で使用できる重機は今後必要と考えているのでしょうか。

5、薪ステーションへ木材を持ち込んだ場合の買い取り価格の周知状況はいかがですか。

6、森林所有者への町独自の直接支払制度の創設の進捗、周知状況はいかがですか。

7、建築解体材の利用にあたり、関係者との協議の進捗はいかがですか。

8、伐採木を土木単価で産業廃棄物にするのではなく、只見町の資源にする方法はありませんか。

9、間伐し、森林を育成する。その後の成長した木の使用用途は。

10、公共建築に只見産材を使用するのであれば、計画的な木材の備蓄が必要です。更新する公共施設の構想、原木ストックヤード・薪置き場の増設等の計画の進捗は。

11、持続的な事業展開、林業の事業継承には、森林経営計画や山資源の在庫管理等が策定できる林業のプロフェッショナル（ブレン）が鍵になります。その人材の確保・育成状況は。

薪ストーブはいりませんか？補助します。の直球な政策ではなく、どうすれば町民が森林を資源と感じ、困りごとを解消できるのか。景観整備から始まるのか、家の支障木から始まるのか。町民の関心、需要と欲求を上げる段階からの政策が必要だと考えるが、町長の考えを伺います。

以上であります。

○議長（佐藤孝義君） 町長、渡部勇夫君。

〔町長 渡部勇夫君 登壇〕

○町長（渡部勇夫君） 4番、菅家忠議員のご質問にお答えいたします。

薪エネルギー事業のボトルネックは何かについてであります。項目ごとにお答えいたします。

1点目の薪エネルギー推進室の事業は想定どおり進んでいるかについてであります。新たな取り組みでもありますので、想定していなかった問題が発生する場合があります。その都度、紙谷特命参与の助言をいただきながら進めているところであります。

2点目の本事業は町民に理解が広がっていると捉えているかについてであります。山林との関わりが希薄となっている現在、十分に理解や関心が広がるためには時間を要するものと考えております。森林所有者への説明など本事業に係る広報活動に努めるとともに、国・県・町の間伐補助事業に関する集落説明会等を行う計画も進めており、徐々に理解を広げていきたいと考えております。

3点目の伐採木の搬出・運搬・集荷・配送が出口戦略の拡大にネックとなっているかについてであります。伐採木等の移動については、主に森林経営計画に沿って間伐を実施する林業事業者が適宜、重機、車両等を準備し対応するものでありますので特段支障があるとは考えておりませんが、事業を進めていく中で課題があれば対応してまいりたいと考えております。

4点目のグラップル等の伐採現場で使用できる重機は今後必要と考えるかについてであります。当町は冬場の林業機械の稼働率が著しく下がることから、現在、伐採現場で使用している重機は林業事業者がそれぞれリースで確保されていると伺っております。いずれにしても稼働状況を踏まえ、林業事業者が判断されるものと考えます。

5点目の薪ステーションへ木材を持ち込んだ場合の買い取り価格の周知状況についてであります。薪ステーションの運営主体において行っていることから、そちらで十分な周知を図るべきものと考えておりますが、本事業に係る説明会や広報活動の中でも周知を図っていききたいと考えております。

6点目の森林所有者への町独自の直接支払制度の創設の進捗、周知状況についてであります。令和5年度に森林育成推進事業補助金を創設したところであり、事業実施の際に交付する補助金であります。今後、実施予定集落での説明会等を通じてお知らせしてまいります。

本事業に係る広報活動の中でも周知を図っていきたいと考えております。

7点目の建築解体材の利用にあたり、関係者との協議の進捗についてであります。建築解体材は産業廃棄物にあたり、収集運搬、保管、使用等において関係法令に基づき、例えばアスベスト飛散防止対策などへ対応が必要となるため、本事業への利用については現状では難しい状況にあると考えております。

8点目の伐採木を土木単価で産業廃棄物にせず只見町の資源にする方法についてであります。工事等の支障木につきまして、一部を薪ステーションで受入を行っておりますが、受入れ量が多くなると森林整備による間伐材の受入れに支障が生じる可能性がありますので、工事等の支障木については時期、数量、樹種により一定量に制限する必要があります。その都度検討が必要と考えております。

9点目の間伐し、森林を育成した後の成長した木の使用用途についてであります。優良な人工林については建築材として活用が望ましいところではありますが、市場からも遠く、現状では難しいところはありますが、間伐材の薪利用だけでなく、間伐後に成長した木の主伐による有効利用策も考えていく必要があります。

10点目の公共建築に只見産材を使用するための計画的な木材の備蓄と更新する公共施設の構想、原木ストックヤード・薪置き場の増設等の計画の進捗についてであります。現在の薪ステーションでは、原木置き場、薪置き場の不足が見込まれることから、隣接する土地及び建物を土地開発基金で購入したところであります。また、菅家議員お質しのとおり、公共建築に只見産材を使用する場合には計画的な取り組みが必要であります。現段階では各公共施設の構想はまとまっておりませんので、今後検討を進めていきたいと考えております。

11点目の持続的な事業展開、林業の事業継承には、森林経営計画や山資源の在庫管理等が策定できる林業のプロフェッショナル、ブレンが鍵になると、そのように思っております。その人材の確保・育成状況についてであります。森林林業に詳しい町職員の育成とともに、間伐の前提となる森林経営計画については林業事業体で既に策定実績はありますが、森林林業の様々な分野において知識を持った林業実務者が必要と考えております。国の研修制度や林業アカデミーふくしまなどの活用を働きかけ、紙谷特命参与にも講習等をお願いしつつ、町内の林業事業体の人材育成を図ってまいりたいと考えております。

最後に、どうすれば町民が森林を資源と感じ、困りごとを解消できるのかについてであります。まずは現在進めている湯ら里、むら湯に整備する薪ボイラーによって、森林育成で

得られる熱エネルギーで莫大な量のお湯を温められることを町民の皆様に見ていただき、森林が重要な資源であることを実感していただきたいと思います。

今まで採算性の問題などから事業として成り立たず、事業展開できなかった搬出間伐事業について、紙谷特命参与のアドバイスをいただき、森林環境譲与税を活用した薪エネルギー利活用事業を突破口として森林整備、育成、利活用へと進めている途上でありますので、一度に全ての課題が解決できるわけではございませんが、一步ずつ着実に進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（佐藤孝義君） 4番、菅家忠君。

○4番（菅家 忠君） それでは再質問をさせていただきたいと思います。

再質問にあたってですね、町長の所信表明いただいておりますので、そのあたりもちょっと含めてお話をさせていただきたいと思います。

町長の所信表明のところはですね、目標の具体化のための建設的な態度、そのために皆が関心を高め、というところがございました。私もまったくの同感でございまして、特に今回のその薪エネルギー事業に関しまして、町民の皆さんの関心が少し薄いなというふうに感じておるからこの質問に至ったところであります。

またですね、担当職員の方以外の職員の皆様ですね、担当以外の職員の方の関心も薄いなと感じているところでもありますので、その辺りが、ちょっと今回の問題提起の一番発端になったようなところでもあります。

私も質問にあたりですね、町長のその建設的な態度というところで、ちょっと今回の、せっかく所信表明いただいたものですので、私もそこを重んじてやりたいなと思っております。

私なりの解釈、建設的な態度というところはですね、頑張ってもできないことはやらない、やれとは言わないということかなというふうには捉えているところであります。

ですので、例えば医師5人を確保するというようなことは、そういうところにあたるのかなとは思いますが。そういったところを踏まえてちょっとご質問を進めていきたいなと思っております。

今後ですね、これから、この事業、私のほうは進めたいなというふうに思っておるところですけれども、これから夢や希望のような甘いお話は基本的にはないなと思っております。

町民の方にもですね、意に沿えることも基本的にはないなというふうに思っておりますので、そういった中で明るい未来の材料を探すことが必要だなということが今回の質問の経緯

となっております。

で、ちょっとまあ、そこの建設的な態度、最後、少しだけ、ちょっと小言を言わせていただくんですね、昨日の小沼議員の答弁書の中にですね、駅前の複合施設の機能の箇所ですね、構想と計画の中に明文化されていなかったですね、防災という言葉が追加されております。2期目にあたり防災の機能が必要だなということで新たに追加されたいというお考えなんだろうなと思いますが、今現在の私の思っている構想と計画にない文言をですね、追加されるのであれば誤解がないように、新たに追加したいというような明文化をいただいたほうが、こそっと入れるお気持ちはないにしろですね、誤解が生じないような、晴れた日に道の真ん中を歩くような姿勢が大事な、建設的な態度かなと思いますので、そういったところのご説明をより丁寧にお願ひして、お互い信頼関係を持って建設的な議論を深めていきたいと思ひます。長くなりました。大変失礼しました。

私は本事業がですね、我が只見町の町民の皆様、ひいては日本全体の価値観を変えられる可能性があるかもしれないなと思ひておりますので、この本事業を推進したいなと思ひております。

その私の考えを口述しますけれども、渡部町長の本事業に取り組む理由を改めてお伺ひしたいと思ひます。

○議長（佐藤孝義君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） それではお答えいたします。

私のあの、所信表明にあたっての建設的な態度というところを、特にご理解いただき、そういった趣旨からのご質問だということをもつて理解いたしました。

それから、昨日の一般質問の中でも駅前整備の中で防災という言葉、確かにそのとおりかと思ひます。ただ、アウトドアフィールド自体が防災機能を備えるというふうに改めて言わなくても、ご理解がこう、浸透しているのかなというふうに実は思ひておりましたので、あえて言う必要はないなと思ひておりましたが、この間、いろいろ、選挙もいろいろ、多くの方々のご支援や、また叱咤激励の声ありましたけど、そういった中で、どうも、そのアウトドアフィールドつくるのが防災の機能も兼ねるんだということが、あまり浸透してないのかなと、私の悪い癖かもしれませんが、直感で思ひたものですから、そこをあえて、くどいようですが、防災機能を併設してということをお願いした次第でございまして、おっしゃるように、聊か、その持ち出し方が、また若干、悪い癖が出たのかもしれません、気持ち

としてはそういったところでございます。

それからあの、この薪エネルギーにつきましては、やはりあの、只見町を紹介する場合に、まず一番に、面積が広いこと、雪がいっぱい降ること、そして、山が94パーセント、場合によっては5パーセントという紹介してます。ですが、そのうちの約7割は国有林です。そういった状態の中で、過去にはブナの伐採があって、それが要因で昭和44年の水害の被災が大きかったのではないかとということで当時の議会のほうでも議決されまして、そういったことはやめてほしいということで、当時の、特別会計でしたが、国有林野、いわゆる今でいう森林管理署といいますか、関東森林局といいますか、そういったところに働きかけられた先人の方々の深い見識と行動力によって現在の只見町を築いていただいているというふうに思っております。

そういった中で、昭和40、その前後して40年代に、只見町は公有林事業債という起債、借入をしまして、当時で3億円以上の金をお借りして、過去にも話しましたが、7パーセントから8パーセントの高金利の、当時としては一般的の金利ですが、今考えると高金利の、そういう借入をして、将来、必ずこれは町の財産になると、ということで、目標を持って当時やってこられましたけど、残念ながら外材の輸入だったり、情勢が変わりまして、思うに任せなくなったと。

一方で、山の町でありますけど、それがイコール、林業が活発の町ではありませんでした。本当にあの、町内に林産所といいますか、林業の加工所が2者ありまして、それが今、2者とも残念ながら閉鎖されましたけど、山の面積が多くて、山が、木がいっぱいあるから林業が盛んの、そういった単純な関係ではなかったと。

そういった中で、今、依然として山の景観であるとか、クマやイノシシの獣害問題、様々な課題が露見しております。

そういった中で、今改めてユネスコエコパークに登録になって、町がこれから何を大事にして、ない物ねだりでなくて、あるものを活かそうということから考えてきたのが今回の景観の整備とともに山の資源の活用であります。その一つの方策として薪エネルギーの推進というところに思いが至ったところでございます。

山の木につきましても、私、1期目の就任当時、バイオマス発電のお誘いも数社からありました。ですが、バイオマス発電の、大変、触れ込みは良いんですが、いろいろ、浅学ながら勉強させてもらおうと、必ずしも我々が考えている方向にはいっていない事例が多くありま

すし、またあの、今もそうですが、ブナセンターの館長の紙谷先生に、当時、任期がこられるということで、ブナセンターの館長としては。私、その辺の、私自身の悩みを率直に打ち明けまして、私のその浅学な想いを紙谷館長に受け止めていただきました。それでその後、紙谷館長に改めて薪エネルギーの特命参与ということでご就任をお願いして、ご無理お願いして、今、本日に至っております。

そういった、少し長くなりましたが、やはり、そういったまちづくりの根幹、そして次世代の子ども達への自然環境、眺めるだけではなくて、それを利活用して生活していく。あとまたこれからの、今、二酸化炭素の問題や、さらに二酸化炭素よりもメタンガスの問題もまた大きくなってますが、様々な環境問題、これがもう国際標準といいますか、全世界的な潮流でありますし、それを無視したような企業活動はもう、ビジネスの社会では受け入れられないような、そういった状況にもなっております。これは町役場だから、その流れに沿わなくてもいいということは決して許されませんので、ましてユネスコエコパーク、自然首都を謳っておりますので、そういった思いからスタートした一つの形が薪エネルギーの推進ということでございますので、大変、時間を短くしてしまって申し訳ありませんが、そのようにお受け止めいただければ大変幸いです。

○議長（佐藤孝義君） 4番、菅家忠君。

○4番（菅家 忠君） 今までの町の経緯を含めたですね、町長の熱いお気持ちというところをいただいたかなと思っております。

薪ステーションはですね、私は公共施設だと思っておりますので、公共施設のところ1点、前提のようなものをもう1点伺うんですけれども、私はですね、公共施設はそこに住んでいらっしゃる住民のための施設というものが本質であってですね、観光客の方が利用するのは副効果だというふうに捉えておるところでございます。

改めて伺いますが、公共施設は誰のための施設が本質かというところをお考えを改めて伺いたいと思います。

○議長（佐藤孝義君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） お答えいたします。

その考え方につきましては菅家議員と同じであります。町民のための施設であります。ただ、その運び方といいますか、直接的に行政と町民、町内だけでキャッチボールの、2者間で成り立つ直接的な行政サービスといいますか、直接的な経済活動もあるかもしれませんが、

今の社会環境としては本当に、一部失礼なこと申し上げるかもしれませんが、やはり、第三者とか、町外とか、場合によっては国外とか、そういった関係性の中で結果として町民のためになるという、そういう直接的な投資ではなくて、何箇所か経過して、結果、町民のためになるという発想での事業への取り組みも必要ではないかなと併せて思っております。

○議長（佐藤孝義君） 4番、菅家忠君。

○4番（菅家 忠君） その間接的な町民への還元と申しますか、その辺りでの視点での私のほうが少し不足しておりましたので、新しい、大事なことの観点を教えていただいたなと思っております。

薪エネルギー事業に関してですね、公共施設として捉えておりますので、町民の方がですね、行きたくなるとか、使いたくなるというところがお気持ちをもう少し、町民の方を巻き込んでいきたいなというふうに思っております。本質はそこであると私は思っておりますので、そういったところが今少し弱いように感じておりますので、そういった目線が必要なのではないかなと思っております。

細かく、ちょっと、質問させていただいたところをなぞっていくような形で進めていきたいと思うんですけども、一つ目の質問させていただきました、想定どおり進んでいるかというところはおっしゃるとおりでございます。紆余曲折しながら外部人材のお力をいただいているところはそのとおりだと思っております。

2点目のところの町民の理解が広がっているかというところは、ここは時間が要するものですというところも、そのとおりだと思っております。特に山林資源使うのにはいろいろな方の合意形成が重要だというふうに承知しておりますので、とても時間がかかるものであります。また、価値観の転換というものをその方々に説明をする時間等あると思いますので、これは非常に時間かかって、しかも大変なところだだと思いますし、一番骨折るところかもしれないなというふうに思っておりますので、ここは継続を引き続きして、応援したいなというふうに思っております。

3点目のところの、質問にあたってですね、伐採木の搬出・運搬・集荷・配送のところでは少し議論をしたいと思うんですけども、例えばですね、私としては、ここがその、町民の方への理解が進まない一つのネックになっているのではないかなと思っております。

計画のほうで、その4番目の質問のところはですね、令和5年3月につくられた薪ボイラー事業化全体設計業務報告書を見ての質問となっておりますけれども、その中で町内で薪

を使ってらっしゃる方をメインも、目的ではないが、そういった方々への利用もしたいというふうな形で承知をしております。今は自分で薪をつくられておられる方も、年を重ねていく度につくれなくなっていくかもしれないから、そういった方々のお力にも、というようなご答弁の印象があったように感じております。では、その薪が自分でつけれなくなった方は、自分で薪を取りに行けるのかというところの観点が、そこのお考えはどうかかなというところを伺いたいなと思っております。

先日、9番議員の質問の答弁の際にですね、その方の立場になって、どこまで掘り下げて考えられるかというお話を町長はされたというふうに承知をしております。ですので、町民の方が実際にじゃあ今、薪を使ってらっしゃるけれども段々行けない。車も運転できない。じゃあ、それをどう持ってくるかというところに対して、今のこのご答弁の内容ですと、それは指定管理者である事業者さんがトラックなりでやってくださいというところではあるんで、というご答弁のように感じるんですけども、町として、その町民の理解を増やす、町民の応援を増やす、行きたいな、使いたいなという施設にするためには、そういったところの考えというか、気持ちを皆様を持っていただくようなことで、私はそういうふうな運搬の部分がネックになっているかなと思っておりますので、私のこの意見に対して町長のほう、町のほうはどのようなお考えなのかを伺いたいと思います。

○議長（佐藤孝義君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） お答えします。

確かに最初の答弁は町の現在の立場の中での原則的な考え方を申し上げまして、それを今の段階で変えるという考え方はありません。が、ただ、9番議員の一般質問の、交通の一般質問の中で、そういう論理の組み立てで質問されると、聞いていて、少し矛盾していたなというふうに私自身も受け止めざるを得ません。ので、やはりあの、その辺はまあ、先ほど1回目、最後に一歩ずつ着実にという答弁のほうに逃げ込んでしまうようなことになってしましますが、これは別に逃げ込むつもりでなくて、今の段階で、こうしたい、ああしたい、それもしたいんだってということになってくると、それが建設的な態度かなということになってきますから、そういった考え方を持って、議員おっしゃるようなことに町ももっと積極的に関与していくといいますか、組み立てに参画するという態度は今後必要になってくるというふうに思っておりますので、正直、若干の矛盾点に私自身も感じておりますので、今の段階での考えということで、着実に一歩ずつという付帯をさせていただきます。

○議長（佐藤孝義君） 4番、菅家忠君。

○4番（菅家 忠君） あのですね、数は多くないんですけども、家にですね、今後の将来世代のために祖父なり、曾祖父なりが家の近くに木を植えてくれて、それを次の家にということで、財産のような形で残して下さってるんですが、今現在、それが逆にこう、その支障木というような見方をしているようなところもあるかと思えます。それがたまに、小さい事業、小さい困りごとに見えるかもしれませんが、それでは伐採しますとなった時に、伐採する人はまだいらっしゃるかもしれません。けれどもですね、そこがその、運搬をするのにさらに費用がかかる。伐採で費用がかかる。運搬でさらに費用がかかるとなると、じゃあ、ちょっと今切るのはやめておくかなという形の方も、もしかしたらいらっしゃるのじゃないかなと私は想像するところがございます。ですので、薪ステーションに、例えば、今後ですね、薪ボイラー稼働したら、湯ら里のところには薪をつくって配送するわけです。それを計画書の中ではレンタルを一旦するという考えで承知しております。それは何故なら、回数が少ないからというふうに書いておりました。それがもし、回数が多くなる、レンタルするのが年間、2年間でレンタル料が、買ったほうがペイができるんだったら買うという選択肢が出てくるはずなんです。買うとなったら、今度はその一般家庭にある木は仕入れにいくという考えができると思うんです。じゃあ、切りました。じゃあ、それを仕入れます。じゃあ、その方にもプラスになります。じゃあ、その仕入れた木をそれ値段の以上で薪として売れば、事業としてはペイができるという考え方なので、今がそのレンタルで、時間がない中で仕入れにいくということはなかなか難しい。それ単体では林業事業者の方も難しいとは承知しておりますので、これから本格的に薪ボイラーが動き出しまして、その運搬の回数がどのぐらいかというのは想定されてる数字は出ておりましたが、それ以上になるだとか、実際にトラックを買ったほうがいいなという判断が出てくるときには、町財産にするほうが良いのか、林業事業者さんが購入をするのか。そのあたりというところは少し、今後のお話になるとは思いますが、そういった視点も大事ではないかなという、結局、林業で薪を売るということは、結局はどこかで仕入れをするということです。その仕入れが町民の困っている方の解決ごとになれば、それは大きくその町民の方に関わっていく可能性が高いなというふうに思っております。そういったところの積み重ねが、あの施設があった良かった、只見に住んで良かったというところまでいけると嬉しいなというふうに思っておりますので、そういったところのその仕入れの考え方であったりだとか、運送だとか、町民の困ってること、どうや

って関わっていくかというところの考えを申し上げましたけれども、町のほうのお考えを伺ってみたいと思います。

○議長（佐藤孝義君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） 基本的な私の考え方を申し上げます。

本当にあの、リースで、その費用負担を軽くするという考え方でスタートして、確かにそういう利用頻度とか、様々な、ペイする段階になれば買ったほうが良いという判断は当然出てくるというふうに思います。

あとはその、先の話につきましては実は、今回、薪ボイラーだけではなくて、薪には向かない、もっと大きい大径木、そこについても製材して、本来の用途、またはそれに準ずるような用途を考えていく、近い将来、そうなるかもしれないということは内部では話していますが、やっぱり今は薪ボイラーのご理解が進んで、事業をしている最中に、また次、こうです、ああですって言うのは、少しこう、ちゃんとした積み上げの下に進めているのかという、いろんな不安をまた煽ってしまいますので、そういった考え方がまったくないわけではありませんが、一つ一つ取り組んで、形が見えて、それでご理解がある程度進んだら、また次の提案をさせていただくという態度は必要かなというふうに思っております。ですから、私自身も本当に、親がせっかく植えてくれた杉の木ありますけど、正直どうしたもんかというふうなところ、日々思っておりますので、そういった方はもっと多くいらっしゃると思いますし、そういう良い循環が生まれることが望ましいとは思いますが、それは少し将来の話になりすけど、そういった方向性は理解しつつも、現在のところは一つ一つ着実にというふうな考え方で先ほどらいの答弁のようになってございます。

○議長（佐藤孝義君） 4番、菅家忠君。

○4番（菅家 忠君） 森林経営計画について少し伺いたいなと思っておりまして、私のほうはちょっと読み込めていないところで質問するのは大変恐縮で、誤ったような認識だとか、間違った、そういったところは是非、ご指摘をいただきたいなと思うんですけども、この林業事業者主体でやっていただくようなところというお答えが答弁書の3点目、4点目のところで印象を受けたところでありまして、森林経営計画で、例えばじゃあ、只見町の場合、何々集落の、どここのやつを、どのぐらい間伐するからこのぐらい出てくるねというふうな、その机上だけの計画のものなのか。それとも、そこの土地を見て、じゃあ、実際には林道をつけないといけないよね。そうすると森林譲与税のこの部分の財源を使って、こ

の道をつくりましょう。そうすると、じゃあ、こういう林業の重機がないと持ち運べませんよねとか、そういったところの部分が計画までそこまで落とし込めてあるのであれば、実際にはじゃあ、それを実際に間伐するとなったら、その材を出してくるとなったらですね、計画は立てても、実際にそれは実行できないわけです。それは林業事業者さんがやってください。いや、うちは財源がないからできませんよで、止まってしまうのではないかなというふうに感じたところであります。

これもまた昨日の町長のご答弁の中の一言で、とても良い言葉だったな、良い言葉で私も重く受け止めたんですけど、目標をですね、設定しただけだと現実是不変だと。とても素晴らしいお言葉だなというふうに受け止めました。必然性がある計画にしなければならぬというようなお言葉もいただいて、そのとおりにというふうに受け止めております。ですので、目標を決めるので、何か目標が決めたのであれば、それで計画をつくるわけです。で、計画どおりに実行すればですね、必ず問題なり課題なりが出てきます。そのとおりに、じゃあ、計画どおりにやってくださいというだけでは少し無責任な気がします。ですので、じゃあ、課題が出てきたんだったら、その計画をどのように実行するかというのは、やはりこう、この答弁書では少し切ないなと、林業事業者さんに任せますというのだけでは少し切ないなと思いますので、その点を改めて、その森林経営計画の中身を知らないままに話しておりますので、ちょっとそのあたりを補足しながらご説明をいただきたいと思います。

○議長（佐藤孝義君） 農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星 一君） 森林経営計画の内容のお質しだということでお答えをさせていただきます。

森林経営計画につきましては、議員おっしゃったとおりですね、林業事業体と、その所有者、森林所有者、一般的には林班という形で広い面積、一体の面積を、只見町ですと間伐事業を実施するうえで所有者から同意をいただいて、さらにそこにどんな経営をしていくか。一般的には3割とか、そういった間伐事業を実施するというので森林計画書というものが出来上がります。

で、今回、町で行っている事業でございますけれども、現実問題、国の造林補助事業では、本来ですと森林経営計画というのは所有者も負担をしてやっていただくのが本来なんですけれども、こういった情勢ですので、森林所有者が負担をするということとはなかなか困難だということで、この搬出・間伐等々やるうえでは町がその基準単価の上乗せをして、森林に施

業係るものについては森林補助金、ちょっと内容忘れましたが、そういったことで上乘せをして補助金を交付して事業を成り立たせてるんですけども、そこでの搬出・間伐事業を実施するうえで、どのぐらいの費用がかかるんだろうかというようなこと、経営計画を立てていただいた事業者さんに、その搬出・間伐事業をするうえで、どのぐらいかかるかというものを見積もり等々で確認をさせていただいて、そのうえで、そこに必要な部分について、その事業が成り立つように森林、なんでしたっけ、森林の補助金について上乘せ、森林の所有者にも、さらに搬出するための林業事業者へも助成をしたうえで成り立たせているということなので、林業事業体に全て任せて投げているということではなくて、どのぐらい、その事業に対して費用がかかっていくのかということも含めて、町としてもその森林所有者にどれだけ還元ができるか等々も含めて、承諾書を受けながら、林業事業体は林業事業体で森林経営計画の同意をもらう。町は町でその森林事業の補助金の、その材の代金であったり、そういったものを、金額について、ある程度示しまして、承諾を受けて事業をしていくということですので、ちょっと説明が足りなくて申し訳ないですが、そういったことで進めておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（佐藤孝義君） 4番、菅家忠君。

○4番（菅家 忠君） 私の勉強不足のところ補っていただいたご説明だったなというふうに承知をしました。

あと広報活動の、4点目、5点目のですね、例えばその、自分の先ほどの材を薪ステーションに持って行ったところの買い取り価格の周知であったりだとか、その町独自の直接支払制度のものはできているから使ってくださいというような周知のところのところはですね、私の立場からしても知らないんです。これが。じゃあ、買い取り価格いくらなんですか。なんぼの単価でなんぼなんですかというのがわからないんです。それ、基本的にはこの事業はたぶん、その集落だとか、林業に関わるなんとか組合さんのような団体のところとお話はされてはいるというふうには承知をしております。ですが、なので、一町民の自分事として捉えられない、あの施設は自分のものじゃないというふうな形になっているのではないかなと思います。

説明会や広報活動のところで、私も本当に身に覚えがあるところなんですけれども、そういった説明会にはですね、本当に来ていただきたい方はですね、来ないんです。で、本当に困った方だとか、その小さい声を聴きたいから来てくださいといっても、その方々、もう来

れないんですね。なので、それはやはりちょっと違ったところを自分も行動しなきゃなというところで、ちょっと自戒を込めてちょっと発言をさせていただきたいなと思っておりました。

計画にありましたので7点目のところ、進捗を聞いたところでございまして、建築解体材のところですね、検討していくというふうに書いてありましたので、実際に今、難しいというふうな、ほぼ結論をいただいたなというところで承知をしております。

8点目のところですね、産業廃棄物にせず只見町の資源にということで、今実際に、それは実際にもう動いておりますと、一部を薪ステーションで受入をしておりますというところで、その後のところの10番のところですかね、けど、実際には今、原木の置き場だとか薪置き場の不足が見込まれているというふうにあります。ですので、その今、実際に、湯ら里での薪ボイラーが今動いていないところで実際どのぐらい使っていくかというところは、実際的にはまあ、その机上の数字にはなっているので、どのぐらいのものが適正かというところは実際には動いてみてというところで量が見えてくるころだとは思いますが、今後にあたりですね、不足が見込まれるというところではですね、足りてないというふうな認識なのかなというところで、読み方なんですけれども、叶津のところであったりだとか、今度、真名川で今いろいろとやっているというのは、なんとなくは見ているんですけれども、単純に言うともったいないなと思っているだけなんです。で、あれが資源として使えれば、なお良いなと。その問題が場所だけなんだったら、場所を確保しましょうよと。過剰在庫になるんだったら、それは受け入れられないけれども、それは走ってみてからの話で、今現在の見込で、その足りないのだったらすぐ動けるのか。じゃあ、動いてどういうふうにできるのか。そういった候補をつくっておくというのは重要なことではないかなと思いますので、その視点でのご答弁をいただきたいと思います。

○議長（佐藤孝義君） 農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星 一君） すみません。先ほどの質問での補助金名称ですが、只見町森林育成推進事業補助金という名称での補助金でございました。大変失礼しました。

薪不足というようなことは、現状ないといえますか、ただ今あの、薪ステーションの中で、動いていない中で、薪作りが今進んでいるということですが、工事等の支障木ということなんです、電発さんからの現在、支障木を受け入れさせていただいておまして、現状、湯ら里、机上ということにはなろうかと思いますが、湯ら里で年間使用する薪の数量は

748立方メートルということで試算しておりますけれども、現状、令和5年度と令和6年度で、その支障木の受入れが800立方メートルほど受け入れを既にしておりまして、一年間分、ほぼ満たされるものを既に受け入れをさせていただいているという状況で、それ以外にこれから受け入れるという、勿論、まだ、間伐事業の部分を受け入れていない中で、既に現状の土場がいっぱいになっているという状況もあって、そういった中で今回、土地開発基金を活用させていただいて、土場のほうを増やさせていただいたという状況でございます。

令和7年度の予定という形でお話させていただきますと、本年度、本来、只見の後山地区からの伐採を予定をしていたんですけれども、ちょっとあの、山の中腹というようなこともあって、なかなか、この時期になると伐採できない、危険も伴うということで、現在、荒島地区の搬出・間伐事業を現在進めておるところでございます。事業としては今年度中にそういったことが可能に、完了はする見込みですけれども、土場への持ち込みというようなことになりますと、荒島地区で430立方メートルぐらいは受け入れる形になろうかと思えます。さらに、後山地区は令和7年度も実施するわけですけれども、そこでもやはり同様の量を受け入れる形になるということになりますと、900立方メートル近くの受入れを予定、令和7年度中に受入れをするような予定になっておりますので、そういったことになると土場がもっともっとということになると過剰になってしまうというような状況もありますので、町長の答弁のとおり時期であったり、そういったものも含めて、土場の状況も過剰にあの、預かる部分というのもなかなか困難でもありますので、そのあたりは様々調整をしながら事業は進めてまいりたいというような考えでおります。

○議長（佐藤孝義君） 4番、菅家忠君。

○4番（菅家 忠君） 適正在庫の数字の部分というのを具体的に示していただきまして大変理解ができました。私のほうの認識を改めるべきところだなというふうに感じたところであります。

9点目のところですね、成長した木の有効利用というところがあるんですけれども、市場から遠いというところでは只見町、そのとおりだなというふうに思っておりますが、県内ではそうなんだろうと思います。例えばですね、隣の魚沼市大白川の生産森林組合というのは非常に先進的な取り組みをしていらっしゃるなと思っております。ですので、結局、市場から遠いというのはそのとおりなんです。大白川から只見はどのぐらい離れているんだと言われれば、今、実際に国道の状況どうなんだというところはありますが、じゃあ、だから、

その木の使い方が方向性が見えないというところは、少しく、ちょっともったいないなと思います。

担当以外の方の職員の意識があまりこう関心がないなというところのことでもそうなんですけども、例えば公共施設の構想はまとまっておりませんというのは、今現状はそうなんです。じゃあ、誰がまとめるんですかと。議会側から強く言えばまとめるのでしょうかとは思っています。で、結局、この木を、良い木が出たから、出るんだから使いたいよと。公共施設をちゃんともう、まとめましょうよと、計画をつくっていきましょうよというのは、どの課の方が言っても私は良いと思っています。そういった意識が、あれはまあ、農林建設課だからみたいな形で、そういう計画は総務課だからみたいなところの空気がもし、あるのであれば、改めてほしいなとは思っています。そういったちょっと小言のようなものをお伝えしましたが、そういったところであります。

あと林業のその、プロフェッショナルのような方というのは、稀有な存在だなというふうには思っております。ですので、大切に、そういう可能性のある方がいらっしゃるんであれば、大切に育てていくべきですし、ちゃんとした費用を払うべきだなと思っております。ですので、町職員の方でいらっしゃるの、より良いだろうなとは思っておりますが、好ましいなと思っておりますが、例えば南会津町の事例で申しますと、有害鳥獣のプロフェッショナルの方は、一旦、町職員のどの立場かは存じ、忘れましたが、そういった立場もあつたけれども独立をされて、今もなお、活躍されていると。なお、その知見を南会津の只見町のほうまで、南会津郡内での知見を広めていただくための活動をしていただいております。ですので、その優秀な人材は抱え込みたいなというところはあるんですが、多く地域に開かれた人材であつてもいただきたいなという、難しいところではあるんですが、なお、やっぱり、大事なことは林業のプロフェッショナルは貴重な存在だということころは重要ななというふうには思っております。

少し、最後、ちょっとあの、私の思うところ等も含めて、ちょっとお話をしていきたいなと思うんですけども、その、じゃあ、実際に薪を今使ってるけども、取りに行くこともちょっと難しいなだとか、そういったことが出てくるような視点を持ったらですね、例えばこう、基幹集落に薪を置くようなスペースがあつてもいいかもしれませんし、集落で持て余しているような施設があつたら、そういったところも使うこともいいかもしれませんし、もしくはですね、仕入れの考えがあるのであつたら配送もできるでしょうし、ご自宅のラックま

での前に行けるけれども、その職員の方が積み替えるということは、そこまではさすがにできないなだとか、いろんなことがあるかなと思っております。

そういったところでですね、シルバー人材の皆さんとご協力ができないかだとか、いろいろな方法あるかなと思ってまして、例えばですね、私の最近の活動でちょっと思ったところ、思い付きでまた申し訳ないですが、例えばですね、その薪が家の前まで運んだらですね、あとはですね、じねえんとの利用者の皆さんに手伝っていただけないかなと思ったりもしたところでございまして、それはですね、渡部町長が1期目に掲げたですね、みんなに役割があり活躍の場があるまちづくり。これ、私とても好きなんです。私、福祉についてまったく勉強してこなかった者なので、じねえんとさんには失礼な提言になったら大変申し訳ないなどと思って、今、この場でも申し上げておくんですけども、今年の文化祭、じねえんとさんの活動を拝見しておりますと、今年の文化祭にはですね、じねえんとさんのその職員の方だけじゃなくてですね、利用者の方も対面でクッキーを販売しておられました。で、私としては月に2回ほどですね、利用者さんとはご挨拶するだけの関係なんですけれども、大事な視点を教えていただいているというふうに思っているところがございます。

以前ですね、人口減少の関連で、農福連携ができないかみたいなことを一般質問の中でしたことがありました。でも、その人口減少の一番大きい影響はですね、働いてくれる方が少なくなることだと捉えております。で、私が反省したところ、大きく反省したところ、今回のところなんですけども、働いてくれる人はですね、目の前にいるんです。けれどもそれが私には見えてなかっただけなんです。これはとても大きい反省を最近したところなんです。それ、例えばじねえんとさんの利用者さんがやりたいと思ってくれること、安全に楽しく作業ができるようなことを用意するということは、時間と場所を一緒に共有するということが、そういうことを増やすことがですね、人口減少に対して、我々の適切な対応の一つではないかなと感じたところですので、その、結局、この薪の関係のところも結局、人手不足のところにも直面してくるなと思ったので、そういったその、課を越えたではないんですけども、もしかしたら我々、もしかしたら大事なところを見落としているんじゃないかなと私はちょっと気づいたので、ちょっとお話をしたところがございます。

話がちょっと脱線したようにですね、感じられると思いますが、ここが非常に大事なところだと思っております。先ほど申し上げたように公共施設をつくるとなると、結局はじゃあ、その学校の建て替えのようなお話も一般質問で出ましたけれども、保健福祉課は関係な

いだとか、教育委員会は関係ないと思われるんですけども、薪ってことは。やっぱ、そうじゃないんだなという、それ、出てきた材は資源なので、木造はできないかもしれませんが、木質化ができたたりだとか、その木の温かみだとか、我々が住んでいるところはどうなのかというの、小さい時から感じられることを我々はできるのではないかなというふうに思っております。

私と皆様とは少し立場は、同じ公務員でもちょっと立場は違うんですけども、公務員という仕事はですね、誰かを幸せにするというところが行動原理の真ん中にあるべきだなと考えておまして、また昔話で恐縮なんですけど、挨拶はちゃんとしましょうと、してほしいなと職員の皆様に向けてお伝えした時がありまして、あれからですね、ちゃんとご挨拶をしてくださっているんです。職員の方々は。たまにこう、忙しそうにされてて仕事をされていますが、ちゃんと答えていただいておりますので、所信表明で町長、お話をしましたけども、大切なのは職員の方との理解と協力が私も大切だなと思っております。ですので、そういったところの視点を持って、職員の方も、自分の仕事はもしかしたら、こういったところでも、というような視点がね、お忙しい中は難しいかもしれませんが、感じてほしいなと思っております。

すみません。本当に最後の最後になって大変恐縮なんですけど、最後、口述で私が何故、この薪を進めたいかというところ、あとで口述しますと言ったところちょっとお答えしますと、私なりの夢や希望というところを少し、最後に申し上げたいなと思っております、私がこの仕事をするにあたってですね、大きいモチベーションではないですけど、ちょっと支えがないとなかなか続けるのは難しい仕事だなと思っております、その答えが地球上に何故、只見町が存在し続けなければならないのかという、その難しい問の答えがないと続けるのは難しいなと思っております。で、その視点で見ると、日本というところで考えますと、食料自給率とエネルギー自給率が低い。というところは皆様ご承知のとおりで、私、只見町に来てですね、とても食が豊かだなと思っております。でも米と味噌があると。素晴らしい。そして、尚且つ、お酒もあるというところ、素晴らしい。食に関して素晴らしいなと思っております。そうすると、あとエネルギーの自給率を上げたいなと思ってるんです。それが今回でいます薪だとか、以前申し上げた小水力の発電だとか、熱に関しましては薪、ガソリンの代わりに電気。それが自家発電をした電気は自家発電。そういったところがとても夢があるなと思っております、コロナの際には都市部の脆弱さがとても目の当たりにしました。あんなに都

市というものはもろいんだと。只見町は日頃の人間付き合いがあつてですね、災害にも強い町だというふうに私は思っているところです。ですので、その、何もないとか、ただ見るだけと言われたことがある只見町がですね、日本で一番豊かな町になると。そういうふうな、本当にこう、そういう未来は良いなというか、ここは本当に夢を見ているところなんですけども、そういったところを持って、その可能性がある事業だから頑張つて進めたいなと思つております。

そのためにですね、足元の現実と数字を冷静に分析することが実現するための大事な態度、大切な態度だなと考えておりまして、最後、苦言、小言みたいなことですが、よく課題が山積しているという言葉、私も使つたりとかしますが、それは私、ちょっと考え直しまして、それはですね、整理整頓ができていないだけだと、厳しめな言葉で考えたところがございます。それは私にも勿論、あたるんですが。前はその山積しているというものが、見えていないんです。細かく。それが見えてくると、これは課題。これは課題じゃない。こういった整理をして、じゃあ、この課題だと思つたものに対して、一個一個順番に道をつくっていくという、山じゃなくて一本の道にしていって、ちゃんと課題を解決するようにしていけば、物事というのはある程度は前に進むなというふうに感じております。そこが今、只見町行政に足りないなというところでの指摘をするというところでの一般質問となつたわけでございますので、今回の薪事業に関しましては、まず町民の理解というのはかなり時間がかかるもので長期的にやっていかなきゃいけない。じゃあ、例えば材の運搬は私は課題だなと考え、ネックになっているなど。その有効利用、有効活用ということもそうです。で、原木の置き場というものは先ほど私のところで解消を一旦したというふうに捉えておりまして、あと人材の確保、育成という部分ですね。ですので、答弁の、いただいた答弁書のところの最後には、一歩ずつというところがありましたけれども、その、どの一歩からいくのかというところが山積している状態では踏めないなというふうに思つておりますので、その一歩がどこなのか。その一歩はその遠い、長期の課題も踏まえての一本目がどこかというところをきちんと整理をしていただきたいなというふうな趣旨で質問を申し上げました。

私の質問は以上となります。

最後、町長のお言葉いただいてよろしいでしょうか。

○議長（佐藤孝義君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） お答えいたします。

本当にあの、今般、薪エネルギーの事業のボトルネックは何かというテーマの中から、11項目にわたってそれぞれ丁寧なご質疑をいただきましてありがとうございます。

本当にあの、私もよく、課題山積とか、一括りで言いますけども、本当におっしゃるように、具体的にやることが見えてくれば、いつまでにやるか具体性ももってくれば、たぶん、そういう言葉は使わないはずです。ので、残念ながら意味がよくわかります。ので、その辺はやはり、課題山積といったら課題は何と何だと。どういう課題なんだと。その課題は解決する気があるのか、できるのか、やらないのかということの一つ一つ、まさにそれも整理ですから、やはり全てそういう具体的にしていけないと、いくら所信表明で建設的な態度と言っても、それが実行を伴わないことになりますので、非常にあの、温かくも厳しめの一般質問だったなというふうに思っておりますが、これは改めて、私はじめ庁議構成員もしっかり聞いておりますので、やはりそういった態度で、これからその事業に、薪エネルギーだけではなくて、全ての仕事に対して向き合っていかなければならないと思います。

やはりあの、関心を持つということが大切ですし、今までは本当に山に関わった人がいっぱいいらっしやっただんで、技術もある。経験も豊富。だから、今こういう話しても、そんなの当たり前じゃないかと、もしかするとと言われるかもしれませんが、そういう年代の方が段々、残念ながらいらっしやらなくなる。そういった中で今改めて、その初心に立ち返ってといたしますか、町の在り方を考えた時に、今までの事が当たり前でなくなる時代になってますから、本当に、食料がちゃんとある。災害に強いとか、エネルギーがあるということが必ず、これから21世紀、これから中盤に差し掛かってきますが、これが大きな価値を生み出す時代に間違いなくなってくるということは私でもわかっておりますので、やはりこれがあの、国際的にも、国内的にも、そういったことが大きな課題なんで、それに向かって今、いろんな分野の方々が本当にあの、あらゆる勢力を注いで、どうやってその大切な資源を獲得するかという競争が始まっているんで、今は只見町が豊かな環境でいるということがなかなか、肌身に親身に沁みてわかっているかどうかという、少しこれが当たり前だと思っているところあるかもしれませんので、私も含めて。やはりこれが貴重な資源だと、将来に向かっては益々貴重な資源だということを理解して、今、議員おっしゃっていただいたご提言と踏まえて、しっかりと取り組んでまいりたいというふうに思います。

私の答弁が長くて申し訳ありませんが、ご意見を受け止めて、今後、具体的に、且つ、建設的な態度で菅家議員はじめ皆様方と協議を重ねてまいりたいと思いますので、今後ともよ

ろしくお願い申し上げます。

ありがとうございました。

○議長（佐藤孝義君） これで、4番、菅家忠君の一般質問は終了しました。

次に、8番、山岸国夫君の一般質問を許可します。

8番、山岸国夫君。

〔8番 山岸国夫君 登壇〕

○8番（山岸国夫君） 8番、山岸国夫です。

一般質問通告に基づきまして1点質問をいたします。

質問項目。難聴者への補聴器購入補助について。

質問の要旨であります。身体障がい者手帳交付の対象とならない軽度・中程度の難聴者への補聴器購入補助制度創設を求めてきました

本年度の9月会議で補助制度の只見町の判断は何かの私の問いに対して、町長答弁は、只見町は高齢化が進んでいる。75歳以上の聴こえの調査結果を尊重し、12月議会に向け補助制度について踏み込んだ研究を進め報告をできるようにしたいということでありました。

踏み込んだ研究結果についての内容の報告を求めます。

○議長（佐藤孝義君） 町長、渡部勇夫君。

〔町長 渡部勇夫君 登壇〕

○町長（渡部勇夫君） 8番、山岸国夫議員のご質問にお答えいたします。

山岸議員からは、身体障がい者手帳交付の対象とならない難聴者への支援として、以前より補聴器購入補助制度の創設を提案いただいております。

私どもが把握しているところでは、福島県内の10市町村で補聴器購入補助を実施しており、補助要件として専門医から補聴器の必要性があると診断していただいた方が対象となっております。

只見町においても、補助事業の創設を前向きに検討しているところではありますが、6月に実施した聴こえの調査において、聴こえの悪さを感じたり、不便だと思ったりしても専門医を受診されていない人が多いことがわかりました。聴こえの悪さを感じている方に、まずは自分の耳の状態を把握するため専門医を受診していただき、補聴器の必要性の有無を確認していただくことが必要だと考えております。

補聴器を正しく使用できるように、専門医への受診の必要性について周知啓発してまいり

ます。

補聴器購入の補助制度については、担当委員会の委員の皆様とも協議しながら引き続き研究検討させていただきたいと考えております。

○議長（佐藤孝義君） 8番、山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） 再質問させていただきます。

今までの答弁と一番大きく違うというのは、担当委員会の皆様とも協議しながら引き続き研究検討と。担当委員会だと私も所属している総務常任委員会というふうになるかと思うんですが、何故ここにこの担当委員会の皆様と協議しながら引き続きと。で、大体、委員会と協議するということは、それなりの提案を持って当局は望まれるというふうに私は考えます。例えば、もう、こういう条例で進めたいと思いますが、どうですかというような中身になるんですが、その辺はどんなふうに考えてますでしょうか。

○議長（佐藤孝義君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） お答えいたします。

今、8番議員おっしゃるとおりの態度が必要だというふうに思っておりますので、そういった、我々町当局側の案を持って委員会と相談させていただきたいという主旨でございます。

○議長（佐藤孝義君） 8番、山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） そうしますと、当局もその案を持たないといけないわけですが、その案はどんなふうに今、検討されてますでしょうか。大体、いつ頃のこの委員会に提案するような計画でいるのか、その辺について考え方を示させていただきたいと思います。

○議長（佐藤孝義君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） こういったもの予算化するのであれば、来年3月の議会、3月会議ですか、で提案するのが一般的にはタイミングであろうというふうに当然理解しております。今般、改めて県内10市町村で実施しているということも承知してますし、今いろんな補聴器補助、いろいろ検索するとすぐ出てきますが、やはりあの、一般的には15万円という数字出てきますが、それもあの、比較的安価なものや集音器も含めた平均だと出てますので、今盛んにコマーシャルで、集音器タイプのももありますし、集音器と明らかに違う補聴器。それは先ほど専門医の方の受診をいただいた後に、そういった専門医の下に補助制度をする制度になってますので、その辺の悩ましさもあります。あとは補聴器といいますと、一般的には30万とか、平均15万ですから安いものもあるかもしれませんが、程度によって。そこ

に対して、ほとんどのところが数万円の補助だというふうに承知しますので、その辺の整合の取り方とか、様々、悩みといたしますか、あるので、今、内部では保健福祉課等中心にいろいろ検討はしてますけど、まだ成案としてはまとまっておりませんが、態度としてはいずれ、そういった案を持って担当委員会のほうにご協議申し上げたいというふうに考えておるといふ段階でございます。

○議長（佐藤孝義君） 8番、山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） そうしますと、再度の確認になりますけれども、予算も伴うということで、3月会議に向けて、そういう条例の提案も進めているという認識でよろしいのでしょうか。

○議長（佐藤孝義君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） まだあの、はっきり、内部で確定してはおりませんが、今、そういった方向で検討をしているということなんで、それがその成案ができましたら、担当委員会にご協議申し上げまして、その中で様々、またご意見もいただけるのではないかなというふうに思っておりますので、そういった中で、こういった内容だったらいくつかの観点、視点がありますので、そういった視点からバランスのとれた補助制度だろうというところが、今回、非常にあの、専門性が高いといたしますか、昨日らい出ておりますが、専門医といっても専門医、町内にいない。交通手段の問題もある。様々な、非常に環境が厳しい中の町での補助金の補聴器の補助制度の新たな制度を導入していくにはどうするかというところの検討ですので、そこら辺のものは一言でいってバランスの良い補助制度にしていかなければならないというふうに考えてますので、担当委員会にご協議申し上げるにも、その成案をもう少し検討する時間をいただいて、先ほど申し上げたようなタイミングで協議をさせていただきたいなと考えておるといふことでございます。

○議長（佐藤孝義君） 8番、山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） 今までよりも若干は進んでいるかなと。で、成案を持って臨むということなんですが、こういう問題で、私ずっと、町政含めて、国政も含めて考えるに、やはり地方自治法で提起されている自治体のこの住民の福祉の向上に寄与するというのが根本のところだというふうに思います。住民の福祉に寄与するのが地方自治体の在り方。

で、そういう点で言いますと、この間の私が議員になってからの内容について言いますと、例えば雪んこタクシーも500円から200円になりました。子どもの医療費の無料化とい

う問題も原発事故もあって、これは福島県知事の福島県の判断もあって18歳まで医療費の無料化にもなっています。これは全国的にも18歳まで医療費の無料化というのはまだ少ない段階であると思います。それで学校給食費の無償化も渡部町長になってから判断いただいて実現いたしました。保育園の無償化も以前から無償になっております。こういう点では只見の子育て支援含めて町民の生活に寄与していくという町のそういう取り組み、私は大事ななというふうに思っております。

しかるに、50年前ほどには、大体、年寄りになると目が濁ってきて見えにくくなります。白内障の手術、今、保険適用でやっていますが、これも50年前には保険適用外でした。多くの国民の世論に押されて国も保険適用を認めるというような流れです。ですから、それぞれの住民の要求に（聴き取り不能）あって、それを国や地方自治体がどう解決して、住民に寄り添った政策をとっていくのか。私はこれが地方自治法の大きなやっぱり趣旨であると思います。そういう点に沿っての只見町のこれまでの取り組みも行われてきたというふうに思っております。

この難聴者への補聴器購入の補助制度、私、今回で10回目なんです。何故これほどしつこく、議会を通じて提案しているか。それはやはり高齢化、この間も何度もこの場で議論しておりますけども、高齢になって、耳が遠くなる。そうすると会話の機会がどんどんどんどん遠くなる。そして、そうすると家にこもりぎみになって認知症にかかりやすい。これもフレイルの問題で、これは最初の頃に町長とも意見のすり合わせをいたしました。が、まだ学術的には町長のほうは確立されていないというような答弁でした。しかし、私は、実際に町民の生活状況と接する中で、フレイルの問題は、これは確実にやはり進むというふうな認識を持ってきました。ですから、年をとってもやはり安心して只見町で住んでいける。特に、昨日も今日も議論されている診療所は、5時以降は受診できない。で、土日は医者がない。ということ踏まえて、耳鼻科は特に只見町にはない。で、耳鼻科に掛かろうと思えば、近くで田島。そして、補聴器の対象の医者というのは若松に行かなければならないという状況の町にあります。

ですから、私はやっぱりこの、一日も早く、これを実現して、そして医療機関が遠くても、やはり早くそういうところに受診をして補聴器を購入、少しでもやはり、必要とする人に手立てをとってあげる。このことが大事だと思います。

ちなみに、私がこういう例を言うと、財源があるからという言い方されますが、東京都は、

都としても補助するように方針決めてます。で、東京都内のある自治体は、5年経って、再度この見直しもして、そして補助金額も上げるというような自治体も出てきております。

そういう点では、最初の答弁のところで県内10市町村でということですが、少しずつこう、増えてきている。増えてきているというのが実感であります。必要とされているというところもあると思います。

そういう点では先ほど町長答弁にありましたように、予算措置は含めて3月ですから、それに向けて提案できるように、大体、どういう段取りで、どういう条例にするかというのは、もう既に実施している自治体もあって、これは要綱も含めて作るのは、そう難しい問題じゃない。というふうに私は認識しておりますので。集音器と補聴器の違い。補聴器は医療機器の扱いです。ですからやはり、私はこの要望しているのは医療機器である補聴器のほう、やっぱり金額的にも最初、医者から勧められているのは片耳で、標準的な機種で片耳15万ぐらいと。両方だと30万ちょっとになりますから。そこでのやはり一助、町が進めるというのはこれらの難聴者への補助としても一日も早く実現するのが筋だというふうに考えてますので、そういう点での再度の町長答弁をお願いします。

○議長（佐藤孝義君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） お答えいたします。

山岸議員お質しの本件につきましては本当に、10回もご質問いただいておりますことに対しまして大変心苦しく思っております。

山岸議員とは会を重ねまして基本的な考え方、フレイルであったり、様々な医療環境が厳しい地域であること。やはり、そしてやっぱり、どうしても聴こえなくなれば会話を楽しめません。そうするともりがち、いろんなグループとのそういった場にも欠席しがちということもよくわかります。それはひいては気持ちの問題だったり、様々なフレイルのところに行くのかなというのは十分理解してますし、山岸議員とは基本的な考え方は私は一致しておりますというふうに私も思っております。

あと具体的な、この制度の導入につきましても、保健福祉課長、他市町村の動向や様々なものをしっかり調べて研究して私のところに上げてきておりますので、あとは今度の段階は私がそこら辺を判断して、最終的な成案を作って、担当常任委員会にご協議申し上げるといった段階にきているのかなという、きているのかなではなくて、きています。ので、そういったことを本日申し上げましたので、今改めて山岸議員からも本当にあの、ただ、身体的な、

耳聴こえる・聴こえないだけでなく、様々な、精神的な事柄、やはり豊かに生活していく。そういった環境を少しでも整える一助になると。そういった様々な視点からの大変貴重なお話をいただいておりますので、もう少しお時間をいただきまして、なるべく早く担当常任委員会のほうに成案を持って協議させていただく態度で臨んでいきたいというふうに思いますので、本日のところはそういったことをご理解をいただきたいなというふうに思います。

○議長（佐藤孝義君） 8番、山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） 今の町長答弁に期待持って、3月会議に条例も出せるように是非お願いをして私の一般質問を終わります。

○議長（佐藤孝義君） これで、8番、山岸国夫君の一般質問は終了しました。

次に、2番、角田誠君の一般質問を許可します。

2番、角田君。

〔2番 角田 誠君 登壇〕

○2番（角田 誠君） 2番、角田誠でございます。

通告に基づきまして一般質問をさせていただきます。

質問事項。一つとして、観光で稼ぐまちづくりとはでございます。

質問の要旨といたしまして、只見町では只見線全線開通2周年をめでたく迎えます。国道289号線八十里越街道の開通を間近に控え、観光事業にとって重要な時期であると捉えております。

2024年11月4日に只見町ネイチャーポジティブ宣言をされましたが、自然と共生する社会を実現するためには、まずは我々が持続していかなければ、共生ではなく共倒れになりかねません。

この後の只見町の在り方を憂い、以下の点をお伺いいたします。

一つ、観光の目的地である町内観光施設等を示す看板が少なく、初めて来町される方には観光施設や名所が点在しているため、何処に何があるかわからないとの声を聞いております。町内の観光施設では看板や目印が乏しく、案内業務に大変苦勞していると聞いており、バイリンガル表示の統一看板を設置されておりますが、まだまだ足りないと考えております。

グーグルマップ等地図アプリの利用も散見されておりますが、全ての利用者が使いこなせているわけではないと考えてます。

第七次只見町振興計画、107ページ、5、(1)、③。これはわかりやすく見やすい多言

語に対応した町内統一案内板の整備でございますが、着手時期が前期で完了していただけないと読み取れます。未だ完了していないと感じておるところでございますが完了しているのか。現在までに完了していない場合は第八次只見町振興計画で事業を継続するのか。また、事業数及び未達率も併せてお伺いいたします。

二つ目といたしまして、観光事業は他事業と比較しますと、一目でわかる成果が見えづらく、費用や労力を要しても残念ながらあまり評価されないと考えておりますが、ユネスコエコパークに登録され、自然と共生する理念を掲げた当町では、なくてはならない大切な事業であると理解しております。

しかし、できっこないをやらなくちゃが観光事業の根本にあり、観光交流人口や移住検討人口の増加は町にとって重要なミッションであると考えております。

それらを踏まえ、以下3点の認識と見解をお伺いいたします。

会津塩沢駅の壁画が完成いたしました。現段階での評価及び今後の展開は。

観光アプリ、只見なびの登録店と利用者からの反応、今後の運用、活用方法は。

第三セクターの経営改善事業の成果と効果及び組織再編の時期について御伺いいたします。

○議長（佐藤孝義君） 町長、渡部勇夫君。

〔町長 渡部勇夫君 登壇〕

○町長（渡部勇夫君） 2番、角田誠議員のご質問にお答えいたします。

観光で稼ぐまちづくりとはどのようなお話しでございますが、項目ごとにお答えいたします。

まず1点目の町内観光施設等を示す看板についてでございます。

町内の観光施設等の看板については、平成11年度に公共施設、観光施設・観光資源、集落などの108の施設等に係る公共サイン計画を策定し、平成13年度から14年度にかけて誘導並びに名称サインを128箇所を設置いたしました。

その後、平成28年度から29年度にかけて、スペースの関係から全てではございませんが、多言語化と距離の表示を追加する等、表示内容を見やすくする変更を63箇所で行っております。

お話しでございます第七次只見町振興計画に掲げている、わかりやすく見やすい多言語に対応した町内統一案内板の整備については、計画上、着手・完了しているものと認識しておりますが、観光施設等を示す看板の数が足りないというご指摘を伺いましたので、今後、具体的なご意見を伺いながら、必要に応じて追加、変更等を行い、わかりやすい看板の設置に

努めてまいります。

2点目のご質問にお答えいたします。

角田議員のお質しにございます、観光事業は他事業と比較すると、一目でわかる成果が見えづらく、費用や労力を要してもあまり評価をされないが、観光交流人口や移住検討人口の増加は町にとって重要なミッションとのお考えは私も同じでありますので、それらを踏まえ項目ごとにお答えいたします。

一つ目の会津塩沢駅の壁画に関してであります。この壁画が完成してから、多数のメディアで扱っていただいたこともあり、多くの来訪者がありました。さらには、観光名所としての魅力も高まりましたので、観光商談会やロケツーリズムセミナーなどでも情報発信し周知に努めております。今後の外国人を含めた来訪者の増加に期待しております。

また、塩沢地区の方々にも大事にさせていただき、周辺エリアの美化にも取り組んでいただいております。

今後の展開であります、来年度、会津蒲生駅の駅舎にも同様の壁画を描いていただきたいと考えております。また、福島県ではゴッホ展を機に県内をめぐるアートツーリズムを推進するとの報道もありますので、連携した取り組みを進めて周遊観光の一つのルートとして、多くの方が訪れるスポットにしてまいりたいと考えております。

2点目の観光アプリ、只見なびの登録店と利用者からの反応、今後の運用、活用方法についてであります。

観光アプリ、只見なびについては、令和5年12月より運用を開始しました。今年度からは広く加盟店を募集し、現在、町内の30店舗で利用していただけるようになっております。新たに加盟店となられた皆様には、アプリ操作等に慣れていただくよう町でもサポートをし、大きなトラブルなく運用をしていただいているものと認識しております。

利用者からの反応ですが、町内の身近な買い物でポイントを貯めることができるという魅力があることから、実際のデータでほぼ毎日利用されている方もいらっしゃるということがわかっております。昨今は、ポイ活という言葉がございますように、ポイントを貯めたり、活用したりするという楽しみもありまして、町内の加盟店での利用をされているものと考えております。

また、加盟店の皆様にもアプリ登録や利用を案内していただいておりますことに感謝申し上げます。

今後の運用、活用方法につきましては、観光客に向けて観光シーズンに合わせスタンプラリーを実施し、町内の周遊を促進することで加盟店同士での消費拡大に結び付けるような活用ができればと考えております。また、アプリの特徴であるプッシュ通知などを活用し、加盟店独自の情報や町イベント情報を発信し、只見町のファンを増やすツールとしても有効活用できるよう加盟店の皆様と協力し、より良い施策に結びつけていきたいと考えております。

3点目の第三セクターの経営改善事業の成果と効果及び組織再編の時期についてであります。

株式会社季の郷湯ら里につきましては、平成31年3月の議会特別委員会調査報告書の意見等にもございました代表取締役の交代をさせていただきました。また、令和6年度の指定管理者の募集において、収益部門と公益部門を明確にした指定管理料の算定を行い指定管理者の決定をさせていただきました。

株式会社社会津ただみ振興公社につきましては、株式会社只見町観光公社に社名変更を行い、旅行業免許を取得し、着地型観光の推進体制構築を進めております。また、両社が管理する施設間の連携の強化や、それぞれの社内での業務改善などを実施しておりますので、その効果に期待しているところであります。このように、まずは両社の経営改善を行うことを優先としておりますので、再編の時期については未定となっておりますことをご理解願います。

○議長（佐藤孝義君） 2番、角田誠君。

○2番（角田 誠君） 答弁いただきました。

順に従いまして再質問させていただこうと思っております。

まず一つ目の町内施設看板。こちらの私、ちょっと勉強不足で、大変申し訳ない質問をしたと思っております。ですが、私、一般町民ではございますけども、観光客の方にとっては、やはりこういった生命線といいますか、何処に何があるかわからないということでは、駅についても、ご飯はどこで食べるんですか。そういうことも踏まえて次の只見なびのほうでも加えて質問させていただきたいと思いますが、今現在は看板のほうで質問させていただきたいと思えます。

まず一つ目ですが、バイリンガル表示の統一看板。こちらの設置看板の設置基準。こちらのほうはあるのでしょうか。お願いいたします。

○議長（佐藤孝義君） 総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） 当時、平成29年、28年・29年当時にバイリンガル表示

等をさせていただいております。その当時、観光施設であったり、庁舎また学校施設等々を主にさせていただきました。スペースの関係で場所によっては4か国語で表示をされている部分、また、2か国語、英語と日本語のみの部分もございますが、そういった基準での整備をさせていただいて68箇所をさせていただいた。で、集落看板等については、そういったバイリンガルになっていない部分ございますので、そういったことでご理解いただければと思います。

○議長（佐藤孝義君） 2番、角田誠君。

○2番（角田 誠君） 明確な答弁いただきました。

続きまして、看板のほうでもう一つ、質問したいと思っております。

こちらの私、中段のほうで、看板とはちょっと関係ないかと思っておりますけども、グーグルマップと地図アプリの利用。こちらの方、観光利用者の方、結構、対応されていると思っております。これ、グーグルの地図アプリのほうで、私、二つ目の質問であります、只見ナビ、こちらの観光アプリのほうでもナビを設置してあるかと思っております。ですが、グーグルマップでは出るんですが、只見ナビのほうでは出てこない。只見ナビのほうでは表示はされるんだけど、グーグルマップ、あとグーグルのドキュメントのほうで出てこないという事案も多々、私もアプリ入れておりますので、ちょっと見られると思っております。これ、只見ナビとの連携、グーグルマップと只見ナビの連携。こちらのほうは考えておられないのか、お聞きします。

○議長（佐藤孝義君） 交流推進課長、目黒康弘君。

○交流推進課長（目黒康弘君） ご質問の件にお答えをさせていただきたいと思っております。

今ほど、角田議員のほうからおっしゃっていただきました、只見ナビのほうでのグーグルマップとの連携が一部うまくいってないと、表示されない場所もあるというところがございます。こちらにつきましては、再度、私のほうで、またそういったご意見いただきましたので、至急に確認させていただきたいと思っております。基本的には連携する、もしくはどちらかで表示がされないということであれば、その場所にご案内ができないというのは只見ナビ上では問題のあることでございますので、そこが抜け落ちている部分について、再度、全部、確認をさせていただきたいと思っております。

前回は只見ナビについてご指摘をいただいた部分については、早急に改善させていただいた経過もございますので、その部分、今おっしゃっていただいた部分につきましては早急に

対応させていただきたいと思います。今、明確に私、どこがというところで、ご回答することは今、その部分について確認できておりませんので、そのようなことでご了承いただければと思います。

そういったご意見、本当にありがとうございます。

○議長（佐藤孝義君） 2番、角田誠君。

○2番（角田 誠君） 確認されて、よろしく検討お願いいたします。

二つ目の質問に移りたいと思います。

私、二つ目のほうで、以下3点の認識と見解お伺いいたしました。

一つ目といたしまして、会津塩沢駅の壁画。こちらのほうに関しては、昨日、7番議員の矢沢議員ですか、こちらのほうで観光周遊バス、こちらのほうと連携した事業ということで町長答弁、答弁書のほうにもありましたが、具体的にこれは、いつ、時期とかはお考えでしょうか。あと今後の運用方法、これから横展開をされる、会津蒲生駅のほうにもされるということで、観光周遊バス、壁画完成した際は会津蒲生駅のほうにも曲がるのか、お願いいたします。

○議長（佐藤孝義君） 交流推進課長、目黒康弘君。

○交流推進課長（目黒康弘君） ご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

まず会津塩沢駅、完成をいたしまして、現在、一般の方でも自由に見れるような形になっております。

観光周遊バスにつきましては、5月から11月まで運行させていただきましたが、そちらのほうで塩沢駅のほうに時刻表ございますので、そちらに塩沢駅の壁画があるということで新たにご紹介をさせていただきたいと思っております。

そういった中で、そこに立ち寄っていただくことを周遊バスの中でご案内することが一つであろうかと思っております。

また、蒲生駅につきましては、近くの蒲生駅のところのステーションに周遊バスが停車するようになってございますので、そちらのほうをご利用いただく形で、下りれるようなことで対応していきたいと思っておりますし、そういったスポットを増やして行って、それを紹介していくことがまず第一であろうかと思っております。

また、ナビもございますし、グーグルマップのほうでも、そういった地点の追加ができますので、そういった部分をご紹介をさせていただいて、周遊場所を増やしていくというよう

なことで現在は検討させていただいております。

○議長（佐藤孝義君） 2番、角田誠君。

○2番（角田 誠君） 明確な答弁いただきました。

二つ目なんですけども、観光アプリ只見なびのほうで再度質問させていただこうかと思えます。

登録店のほうで、今の利用状況と、町でもサポートし、大きなトラブルなく運用していただいているものと認識しておりますと、答弁書にはあるんですが、ある事業者さんのほうからお声いただきまして、こんな声が届きました。担当者以外、使い方がわからない。これはどうやってQRコード出すんですかと。店舗でのメリットが感じられないという店舗さんもいらっしゃいます。で、たまにしか使用しない。アプリを持って来客される方が少ない。ということで、たまにしか使用されないの、こちらとしても忘れてしまう等々、ちょっと苦情によく似た声を聞いておるんですが、これは本当にメリットがあると考えておられるのでしょうか。

○議長（佐藤孝義君） 交流推進課長、目黒康弘君。

○交流推進課長（目黒康弘君） ご質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

まず、そういったご意見があるということは今ほどお伺いをいたしましたので、受け止めさせていただきたいと思えます。

そういった中で、観光アプリの現状も含めましてご説明をさせていただきますと、まずあの、担当者以外の方がなかなか使えないということで、今、説明等につきましては随時行っておりますし、不具合があった場合、一度、アップデートで使えないということがございまして対応させていただいた経過もございしますが、店舗の中でそういった利用状況が、もし不具合等があれば、我々のほうでそういったサポートはさせていただくこととなっておりますので、是非、次、そういったお話がありましたら、再度、操作方法について説明、いつでも役場のほうで伺いますということでご案内もさせていただきたいと思っております。

また、店舗でも利用されない。また、利用される方がたまにしかいないということで、データの中で、やはりそういったばらつきが見られるところではございます。せっかく加盟店で登録いただいておりますし、中にはあの、アプリありますかということでお声がけをいただいているところもございまして、町のほうでステッカー等を掲示をさせていただいて、なるべく利用していただくように周知はさせていただいております。まだまだ不十分なとこ

ろもございますが、こちらにつきましては、きちんと今までの、どこで、こういった形で消費がされているかというような消費動向、それから県内・県外、こういった形の人達が利用しているかということで、そういったデータをとっていけるということが、まず一つの目標であります。

併せまして、プッシュ通知ということで、お店からのお知らせによりまして、今後の展開のほうで町長のほうで答弁をさせていただいておりますが、そういった部分で皆様にご案内を、直接、店舗の案内ができるというようなメリットもございますので、そういった部分、もう少しまだ、始まったばかりですので不十分なところがございますが、そういった機能をしっかり活かして、今、そういった形でなかなか利用がされてないという現状もございませうけれども、そういった点を解決していきまして、有効に利用できるような形で進めたいと考えておりますので、ご理解のほどお願いいたします。

○議長（佐藤孝義君） 2番、角田誠君。

○2番（角田 誠君） アプリだけではなく、担当者の方もアップデートしていただけるとありがたいと思います。

プッシュ通知の話が出ましたので、関連したことを質問していきたいと思います。

私、只見なび、アプリも登録してはあるんですが、情報発信、こちらもできて、今現在、ふるさと納税の受付、あと2番目で国道252号線の冬期通行止め、三つ目でアンドロイドアプリのアップデート。以上、三つが一応、通知というか、ベルマークを押すと見れるものなんですけれども、これ、三つって少なくないですかという、質問ではないんですが、今後、雪まつり等のイベント情報、こちらも発信、あと商工会の皆様のイベントですとか、町内事業者のイベント。先ほどおっしゃったように店舗ごとにプッシュ通知ができる。こちら大変喜ばしいかと思っておりますけれども、こちら実送の予定、あと時期についてお伺いできればと思います。

○議長（佐藤孝義君） 交流推進課長、目黒康弘君。

○交流推進課長（目黒康弘君） 本当にアプリをご利用いただいて、プッシュ通知のほうも見ていただいてありがとうございます。

最新版で私、ちょっと開いているんですけども、今、只見スキー場のゲレンデ、オープン来週になってますので、その通知をさせていただいたのと、冬の移住体験ツアーの通知をさせていただいております。頻度につきましては、今ほどおっしゃっていただいた部分で、雪

まつりとか、そういったものも当然できると思っていますので、なかなか今、情報が、いろいろ町のほうでSNSの発信も並行してやっていたりしますので、そういった情報をSNSで発信したら、アプリのほうでも一緒に合わせて発信するようなことで、今、なるべく多く情報を発信するように検討させて、改善をさせていただいております。

また、併せまして、店舗でのほうのプッシュ通知なんですけども、各お店でご紹介していただきたい、セールとか、イベントとか、そういったものがあれば、町のほうに情報をいただいで、いつでも発信できるような状況にはなっておりますので、ただ、まだその情報をいただいたことがないところではございますので、そのあたりも、せつかくの機能ですので、引き続き登録されている皆様方にお勧めをさせていただきながら、その情報発信については有効な機能だと思っておりますので努めさせていただきたいと思っております。

○議長（佐藤孝義君） 2番、角田誠君。

○2番（角田 誠君） もう一つ、只見なびについて、質問ではございません。ご提言がございました。

ポイントを貯めたり活用したりすると書かれております。こちら、只見のほうで、前からあります只見のポイントカード。こちらと連携利用することは考えておられるのかどうか。私もツルハドラッグですとか、こちらのほうに行くと、アプリに入ってツルハのポイントも貯められる。あと私、楽天やっておりますので、楽天のポイントも貯められる。ということで、お得なWのポイントも付与されるというシステムになっておるんですけども、私あの、只見のポイントカード、紙ベースのものと、只見なびのポイント、こちらはツルハのように連携することはできないのか。検討はあるのかお伺いします。

○議長（佐藤孝義君） 交流推進課長、目黒康弘君。

○交流推進課長（目黒康弘君） 貴重なご提言ありがとうございます。

そういったご意見、もっともだと思えますし、アプリの導入時に今のポイントカードとのそういったお話もさせていただいたこともございます。そういった中で、まだまだ、スマホを持っていないという方も今、ポイントカードを利用されている方もいらっしゃるという点がございまして、今現在においては、そういった形で、スマホをお持ちでない方も、アプリを使用できない方については雪だるまのポイントも使えるというようなことで、なかなかそこが、ちょっと悩ましいところではあるんですけども、現状はそのような形になっております。いただいたとおり、その二つが一緒に合わさった形で利用できる方法も検討していかな

ければいけないことかなと思いますけども、今そういった状況がございまして、今のところは並行で、二つ、どちらでも利用できる。もしくは併せて利用できるという形で進めさせていただいております。

○議長（佐藤孝義君） 2番、角田誠君。

○2番（角田 誠君） 私あの、観光アプリ、只見ナビ、ちょっと苦言というか、文句を言っているように聞こえるかもしれませんが、私、観光アプリ、只見ナビ、こちらは是非推進していくべきだと私自身は思っております。

こちらを使用することによって、只見でしか使えないというわけではないかと思うんですね。ただ、只見のPRにも繋がると思っております。これからも邁進していただけるようによろしくお願いいたします。

三つ目でございます。

私、こちらが今日の最新の、最大の目標といたしますか、一般質問の意味で、最初に稼ぐ観光のまちづくりということで、題表、お題をつけさせていただきました。

私が一番懸念していることは第三セクターの経営改善事業。こちらのほうに関して再質問させていただきます。

第三セクターとは、ということで、たぶん、皆さん、町民の皆様は第三セクターと聞いて、たぶん、真っ先に思い浮かぶ、こうこう、こうと、正確に説明できる方はいらっしゃらないかなと、あまりいらっしゃらないかなと思っております。メリットとして、議会の審議を要しないため、弾力的で機動的に事業運営可能と。民間の資金を大量に迅速に導入することができる。民間の経営ノウハウを導入して効率的な経営が可能と、メリットには掲げられておりますが、今現在、このメリットがメリットではなくなっているかなと、私自身感じております。全てデメリットのほうに偏ってしまっているのかなと。デメリットとしましては経営状態が元々悪かった事業。こちら引き継ぐケースが多いと。資金力が乏しい場合、黒字化が容易ではない。廃止に追い込まれた場合、税金や資金が無駄になる。こちらがデメリットであげられております。こちら大変私、危惧してございまして、湯ら里の経営改善事業、こちらのほうに関して質問させていただきます。

その前に一つですね、質問する前に、昨日の10番議員、一般質問の答弁書にありました、第三セクターの改革にも着手いたしました。次の間、株式会社只見観光公社を設立しと書いてあるんですが、今日の私の答弁書には、社名変更を行いと書いてあるんですが、どちらが

正しいのでしょうか。お願いします。

○議長（佐藤孝義君） 交流推進課長、目黒康弘君。

○交流推進課長（目黒康弘君） ご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

まず、本日の答弁書でございます、株式会社会津ただみ振興公社につきましては、株式会社只見町観光公社に社名変更ということで、先般の答弁書の中では創設となっておりますが、会津ただみ振興公社のほうの社名を変更いたしまして、只見町観光公社となっておりますので、先般のほうで創設というよりは社名変更でございますので、そういったことで、本日の答弁の内容の社名変更というのが妥当であろうと思います。そのようなことで大変申し訳ございませんでした。そういったこととなりますのでよろしく願いいたします。

○議長（佐藤孝義君） 2番、角田誠君。

○2番（角田 誠君） 是非、訂正していただきたいと思っております。

二つ目でございますが、昨日発表になりました実施計画書、令和7年度・令和8年度見ながら質問をしたいと思っております。

事業ナンバー41番、外部事業、活用事業、地域活性化、企業人。こちらのほうで事業捻出、資金を使っているわけでありますが、こちら、第三セクター、今日の答弁書によりますと、経営改善を行うことを優先しと書いております。この事業は、観光公社様のほうで取締役で2名、こちらの資金だと思っておりますけども、こちらは第三セクターが組織再編するまで無限に支出するのか。無限という言い方もちょっとおかしいかと思っておりますけども、組織再編されるまで事業支出として考えておられるのかお伺いいたします。

○議長（佐藤孝義君） 交流推進課長、目黒康弘君。

○交流推進課長（目黒康弘君） ご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

まず、実施計画のほうでナンバー41、外部人材活用事業でございます。こちらにつきまして、いつまで、改革のほうで進められるのかといった中で、終期として両社が二つ、新しい会社になるまでというようなところではないのかというところなんですけど、こちらの外部人材の活用につきましては、まず、両社の経営の安定が一番に必要だと思っておりますので、両社の会社の二つの統合を目指す部分の終期よりも、現在、先般、これまでに両社の財務状況をご報告させていただいております。そういったところの改善が見られるまでということで、具体的には終期というのは見通せる、今のところは見通せる部分はございませんが、まずは両社の経営内容の、経営状況の改善を目指して外部の人材を活用させていただきながら

進めさせていただきたいと思っております。

○議長（佐藤孝義君） 2番、角田誠君。

○2番（角田 誠君） 大変心苦しい質問ではございますが、次の質問に移ります。

平成31年3月5日、交流施設に係る調査特別委員会調査報告書というものを見ながら質問させていただきます。

(3)番、交流促進センターの役割と書いてありますけども、第三セクターである湯ら里は時代に向け、総合戦略や振興計画で示されている交流人口の獲得や地域観光振興機能を増上、強化させていくべきであると委員会の報告がありますが、こちらの平成31年に発布されたものでございます。で、今現在、令和6年。この、平成31年の段階で、こういう指針、方針が出されているにもかかわらず、未だ組織再編がなされない。で、今現在、令和6年でも経営改善を行うことを優先し、とあります。こちら何年後に組織再編、ただ、ばっちり、5年後、6年後と言うことは難しいかもしれませんが、いつまでも経営改善を行うことを優先し、という答弁をいただいているようでは組織再編に一步も進んでいないと私自身は思っておりますが、お考えをお伺いいたします。

○議長（佐藤孝義君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） ご質問いただきありがとうございます。

大変あの、第三セクターの経営状況、また今後の経営改善、またその後の経営統合等について、大変あの、ご心配並びにご提言をいただいております。

まずもって、これから私申し上げることにつきましては、第三セクターといっても株式会社という法人でありますので、ここは町議会という場で、その辺の縦分けを、区切りといたしますか、そういったのを意識しつつ答弁しなくちゃいけないと、あまり経営内容を詳細について、町長の立場でそれぞれ、社長がおりますので、その辺のところは気を付けながら発言させていただきたいなというふうに思います。

季の郷湯ら里につきましては、交流促進センターということで、だいぶ昔の話になりますが、ガットウルグアイラウンドの農業補助金の関係で、外国からお米を輸入しなくちゃいけない。当時、日本は今もお米余っているという中で、なんで外国からお米輸入するんだという大きな国の流れがあって、亀岡のサッカー場であったり、季の郷湯ら里であったり、というのを整備して、平成8年にオープンしたという大きな国の流れがあります。

そういった中で、交流促進センターですから、やはり、首都圏のほうから、都会から人に

来てもらって、観光を楽しんでもらって、経済的にお金を落としてもらおうということでスタートしました。そうなってくると、町民の人がなかなか利用できない。せっかく温泉出たのに、只見町民の人が利用できない。困ったぞということで、それでその後でむら湯ができました。ので、そういった制度上はそういった住み分けです。どちらを利用して良いとか悪いじゃなくて、国の補助金をもらうにあたって制度上は湯ら里は都市との交流の拠点、むら湯は町民、近隣の人が楽しむところだという、当時まだ、国土庁という行政官庁ありましたが、そういった組織上の縦分けはそうなってます。そういったことでスタートしましたが、やはりあの、季の郷湯ら里につきましては、社長が町長だということで、やはり町長となれば町民の福祉を考えなければいけない。そうすると、町民負担が大きくならないように、町からのそういった支援をして、入湯料を300円に下げるとか、例えばそういったことをやっておりました。そうすると、一方で経営の問題言われますので、やはりその、はっきり言って二律背反といえますか、なかなか経営優先でいってしまうと町民の福祉はどうなるんだと。町民の福祉を優先にしてしまうと経営はどうなるんだという話になりますので、それがようやく民間の会社の社長にお願いしたということでございますが、依然、むら湯は町民の福祉のための、そういった建て付けになっておりますので、基本的な考え方はくどいようですが、そういうふうになっておりますので、あと湯ら里だけではできませんので、その都市との交流を促進するための農村としての環境、様々なツールを整備していくことが、町に求められていますし、集落や住民の方々にも、結果としてそういったことを求められてきますが、まだその辺はまだ取り組みが十分ではないと言われれば、まさにそのとおりであります。ですから、湯ら里単体で都市との交流を全てやってくださいではなくて、それを一つの呼び水として、只見町は都市と農村との交流を促進しましょうという建て付けで交流促進センターがスタートしたところでございます。

一方、スキー場やキャンプ場を代表とするところは、元々は私も宿直で旅行村に泊まったことありますが、町の直営でした。町の直営で町職員がキャンプ場に泊まったり、スキー場の索道のほうでやってまして、会計も特別会計で、3番議員よくご存じですけども、9番議員も同様にご存じですけども、そういった職員が直営でやっている時代がありました。その後、それを委託するということでやってきましたが、その後、指定管理者制度という自治法の、そういった改正がありましたので指定管理者に移行したということでございます。ただ、それにつきましても、従来は町から業務を委託されたものを受託してやるという形の指定管

理ですから、運営の委託ですから、なかなかその経営部分、新たな企画が現場のほうから持ち上がってきたとしても、やはり町役場のほうで、こういった内容でやってくださいということをお願いして、わかりましたということで、それに沿ってやる形でしたので、今の経営改善は、やっぱり現場の人達が、自分達が改善したほうが良いというものを採用してもらって、採用される、企画して実行できるという、まさに管理受託から経営面に一步踏み込んだ、そういった第三セクター改革が必要だということで、今般、ようやくそのようになったところでございます。

あとはあの、当初、この両方の会社、宿泊ホテル業とレクリエーションといいますか、そういったところの業態違いますけど、一体的にやったほうが人の流動性といいますか、マンパワー確保とか、汎用性という意味で良いのかなと思って議会にもいろいろお示しして、いろいろご意見を承りましたが、やはりあの、まず、順次、それぞれ経営改善をしたうえで、その先にそういった方向性が見えてくれば、それで良いのではないかと。急いで、それをやったことによって、逆にデメリットが大きくなりすぎはしないかという、いろいろご指導、ご懸念の声がありましたので、そういった声を受け止めて、それぞれで経営改善を図っていく。一足飛びに経営統合にいくということには少し慎重にしております、それぞれの会社が経営改善を図っていくということで現在に至っておりますのでございます。

大変長くなって申し訳ありませんが、そういった経過について、まずもってご理解いただければありがたいかなと思います。

○議長（佐藤孝義君） 2番、角田誠君。

○2番（角田 誠君） 町長答弁いただきました。

他人事ではないという事案を一つご紹介したいと思います。

皆さん、新聞見られたと思うんですけども、南会津町のスキー場、町内に四つあるスキー場のほうが5年後に二つ閉鎖されるということで新聞にでかでかと載っておりました。台鞍スキー場とたかつえスキー場が5年後に経営合併、もしくは指定管理を外される的なこと書いてありました。こちら、只見町でも本当に他人事ではない、隣の火事ではない事案に思えてきます。

いつまでも指定管理がない歳時記会館でございますとか、あとですね、旧朝日、あと明和の支所。こちらのほう耐震補強もできないまま、まだ取り壊しもされてないということで、こちらのほうのご検討もされてはいかがかと提案ではございますが、ご答弁をお願いしたい

と思っております。

○議長（佐藤孝義君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） 確かに、先般、新聞報道で、高畑スキー場と台鞍スキー場、そういった新聞記事も私も読みました。ので、非常に厳しい状況で新聞の中にも南会津町長の苦汁の選択だという意味の記事が書いてあったのを読ませていただきまして、まさに苦汁の判断だろうな、選択だろうなというふうに推察しております。

やはり只見町も南会津郡内では本当に、一番目にできた、本当に歴史のある只見スキー場ですが、規模的には確かに大きくはありませんが、かえってファミリー的なスキー場ではありますが、そういった中でも国体選手や全日本の大会に中学生とかが中心に出場した選手を育んだ立派なスキー場であります。

そういった中にありまして、やはり第三セクターでやるということは、町が筆頭株主、筆頭でない場合もありますが、今は筆頭株主でありますから、そのこの予算議決は議会の皆様お一人お一人のご判断によって最終的に賛否を問うということでもありますから、やはり、ここまでの予算、お金をかけても残すべき必要のある施設なのか。いや、そこまでして残さなくてもいい。もしくは形を変えて、カスタマイズして、こういった形でやったらどうだということを実際に協議いただいた、その結果の先に様々な判断が出てくるものというふうに思います。

ただ今のところは、確かに、観光客が多く来られるスキー場ではありませんけども、特別豪雪地帯の只見町、雪の只見町にスキー場があるということ、あとは小さいお子さんから小中学生、あとは我々年代でも健康づくりで滑っていらっしゃる方もいらっしゃいますけども、そういった愛されるスキー場ということで残すべきだという、それ以外の要素もあるかもしれませんが、そういったことで議会の皆様のご理解を得て、予算可決をいただいて、第三セクターとして観光公社の職員が日々、懸命に仕事に励んでいただいているという状況でございますし、あと年間を通じて、今年から食事も定休日なくしまして、年中無休でスキー場のほう、食事をとれるようにしていただきましたので、本当にあの、真夏の暑い時もスキー場だ、スキー場だということで、皆さん、本当に行っていただいておりますので、非常にそれぞれご努力いただいております。そういったことも含めて皆様方のご理解を得て、只見の場合はそうなっておりますので、これがあの、毎年毎年、予算審議をいただくわけですので、そういった中でいろいろご提言やご質疑には答えると、我々が答えるということで、やはり只

見町として、そういう季の郷湯ら里は都市との農村交流という目的申し上げましたが、そういった目的に沿って季の郷湯ら里や只見スキー場、キャンプ場、河井記念館は歴史的な背景もありますけど、そういったのを含めて、町として資源ととられて、もしくは教育ととられて、経済効果とるのか。やはりそれぞれのファクターといいますか、それぞれの検討項目ありますから、やはりそういった要素を含めて、総合的に高い見地から議論いただけけるのがこの場だと思っております。やはり一面だけとれば、確かにそうだよな、こっちの面とれば確かにそうだよな、ということではなくて、やはり議会というこういった場で高い見地から深掘りしたご意見をいただいて、最終的な町の方向性を決めていただくのがまさに議会だと思いますから、我々は懸命にその意を尽くして説明をしておりますが、そういったことでより良い方向を毎年毎年見出していきたいなというふうに思います。

あとそれから、通告にはございませんでしたが、耐震の問題で様々、その施設のご不安の話もあります。それはやはりあの、先般も出ておりますが、公共施設の様々な、小学校の問題とか、様々、施設の問題ありますので、そういったこと含めまして、やはり、安心安全な公共施設をちゃんと配置して、町民サービスに資するというのが基本でありますので、ご意見を踏まえまして、そこら辺はなお検討をさせていただきたいと思っております。

そのようにご理解をいただければ幸いです。

○議長（佐藤孝義君） 2番、角田誠君。

○2番（角田 誠君） 大変、誤解を与えるような答弁をさせてしまい、申し訳ございません。

先ほど申しました南会津のスキー場。なにも只見町のスキー場をつぶしてくれと言っているわけではございません。あくまで事例として、南会津町のスキー場が四つから二つになるということがございますので、ご理解いただけますよう、よろしくお願いいたします。

時間的にあと二つぐらい、質問させていただこうと思っております。

季の郷湯ら里。只見、唯一のホテル形式ではございます。こちらの中で、だいたいはちょっと、突拍子もない話になるかと思っておりますけども、ワールド・ラグジュアリー・ホテル・アワード2024ということで3冠を受賞されました江田島壮というホテルがございます。こちらだいたいは離れ小島のほうであるんですけども、スモールラグジュアリーを目指されていて、小規模な高級都市型ホテルではあるんですけども、だいたいは、ちょっと言葉は悪いんですけども、だいたいは田舎のほうにあるホテルでございます。こちらのほうが世界で受賞、3冠をされました。ですが、こちら、ホテル規模としては大変小さいホテルになってます。江田島壮としては3

2室しかありません。で、9割が地元採用で、大規模なホテルではやっぱり行き届かない、綿密な、きめ細かいサービス。こちらが（聴き取り不能）サービス得意としておりまして、そちらのほうでワールド・ラグジュアリー・ホテル・アワード2024で3冠を受賞されたという経緯がございます。こちらの私、見まして、季の郷湯ら里と通ずるものがあるんじゃないかなと。季の郷湯ら里のほうでも27室しかございません。ですが、（聴き取り不能）サービスであるとか、小規模な高級都市型ホテル、只見らしさを残しつつ、なにもこれを真似しろというわけではございませんが、湯ら里としての目指すべき道、只見らしさを押し出した、きめ細かい（聴き取り不能）サービスを目指すのが、私あの、一番良いかなと思っておるんですが、経営のほうに関してなので、答弁はちょっと難しいかもしれませんが、町長のお考えをお願いいたします。

○議長（佐藤孝義君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） 先ほどは只見スキー場、なくしたほうがいいのかもしいかなという主旨なのかなと思って、必死になって守るような答弁をしましたが、私も先走って只見スキー場を守りたいがあまり、そういった話になったかもしれませんが、やはりそれは最終的には皆さんに慎重なご審議をいただいて、一定の方向性というスタンスを申し上げました。

それからあの、経営の事ですから、角田議員おっしゃるとおりの立場です。が、やはり、まだ、私、町長で社長をしている時には、よく言われたのは、町長、湯ら里、なんだって、ごっつおなかつたなど。ということは度々、昔ですが言われまして、で、同じメニューで都市の人が、語弊がありますが、そういう人来られると、いや、本当にストーリーがあつて美味しかったですって言われて、別メニューなのかなと思うと、結構そうでもなくて、やはり、その辺はこう、やっぱりお客様が、どこの地域から、こういった年齢層で、こういった目的で来られるかということをやっぱ、フロントとか、そういったところが把握していれば、そこに厨房のほうにそれに沿った料理を提供できるわけですから、それは厨房だけの問題ではなくて、やはりフロント含めた一体的な、お客様の予約時の聞き取りとか、いろんなことがあつたんだろなど、後から恥ずかしながらわかってまいりました。ので、そういった、今一つのご提案として、そういった方法も確かにあろうかと思いますが、いずれあの、今はやっぱり町民の方も利用しておりますし、あまりこう、料金が著しく高騰すると、それだけでなく今、諸物価高騰してますので、経営の事なんで、あまり言わない言わないと言いながら、少しずつ喋ってますが、あまり高くなってくると、さすがにそこまで舵を切れるのかなって

というのが正直、不安な思いもありますが、そう言いながら経営の話ですというふうに結ぶしかありませんが、ご意見は承りましたし、また、角田議員もプライベートな話になりますが、機会がありましたらいろいろご提言いただければ、老婆心ながら大変ありがたいかなというふうに思います。

ありがとうございます。

○議長（佐藤孝義君） 2番、角田誠君。

○2番（角田 誠君） 難しい質問にご答弁いただきました。感謝いたします。

最後の質問でございます。

第七次只見町振興計画にもございますけども、5、地域経済の発展を担う魅力ある観光の推進。こちらのほうで主な施策、(1)魅力ある観光地づくりの①と②。①のほうがまちづくり会社（仮称）株式会社自然首都只見の設立。②地域マネジメント組織の立ち上げ、日本型DMOによる観光地域づくり。こちら①と②のほうは、組織再編の要件というか、なっているかと思っておりますけども、こちらは組織再編には関わり合いはないのか。ただ、だいぶ前の資料にはなるんですけども、今ちょっと見当たらないので言わないですが、だいぶ前から議論はされているかとは思っています。何回も繰り返すにはなってしまうかと思うんですけども、組織再編というか、合併。こちらは私、大変、重要というか、繊細な問題だと私思っています。ただ、二つの会社が合併することによって、町の観光、あと観光交流の人口、あと移住検討の人口の増加に繋がるのであれば、私は推進していただければなと思っておりますが、最後に町長のお気持ちお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（佐藤孝義君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） お答えいたします。

私の気持ちでありますので率直に申し上げますが、私はあの、過去にも奥会津5町村の活性化協議会、奥会津振興センターとも別名言っておりますが、只見町から金山、三島、昭和、柳津、5町村。奥会津5町村での過去にDMOの設立の検討がなされた経過がございます。ただ、それから相当、年数経っております、最近、その声も聞こえなくなっております。私は将来的にはやっぱり、奥会津5町村のそういったDMOは必要ではないかというふうに思っております。

あとは今回、只見なびは、元々はDMOを意識したアプリでございます。それは観光庁のほうから先見的な、先進的なところは、気仙沼市、気仙沼と岐阜県の下呂市、そこは観光ナ

ビ入れておりますが、そこはやはり、観光DMOとくっ付いてます。ですから、ある意味、観光DMOがなくて、ナビを入れるというのは、ちょっと、ある意味、レアケースです。観光庁から言わせると。ですが、観光庁は只見町が率先して、まず観光アプリナビを入れて、それからいずれ、奥会津5町村のDMOと当時、私、頑張って喋ってきましたが、そういった方向性はある程度、ご理解いただいて、只見町にこう、その観光ナビ、そういった話になってきました。それはあの、そのアドバイスいただいたのが三条市と南会津町と只見町と円卓会議やっております講師の先生から、そういったご紹介をいただいて、観光庁に出向いて、本来はDMOですねということで、いろいろありましたが、それは目指していきますということで、今、そういった観光アプリが先行しておりますが、そういった話をまあ、今日、角田議員の一般質問の中で今お答えさせていただいておりますが、やはりそういった組織はいずれ必要であります、それを待っていても仕方ありませんので、まず町で観光公社を創って、観光公社自体が町内のDMOというところの一番中心のところになって、関係者を巻き込んで、そういった組織をつくっていくという中で、様々、第三セクターの統合とか、いろんな要素を持ってやっていかなければならないという想いがございますので、そういった想いの中での様々な事業でありますので、今そこを角田議員からご指摘、ご指摘といたしますか、少し深掘りされたご質問をいただいておりますので、そういった考え方を受け止めまして、より良くなるように引き続き努めてまいりたいと思っておりますし、それにつきましてのご提言、また至らない点があれば、率直に今後とも賜ることができればというふうに思いますので、引き続きよろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤孝義君） 2番、角田誠君。

○2番（角田 誠君） 一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（佐藤孝義君） これで、2番、角田誠君の一般質問は終了しました。

以上で、一般質問は全て終了しました。

ここで、暫時、休議いたします。

開始予定時間を3時30分といたします。

休憩 午後3時18分

再開 午後3時30分

○議長（佐藤孝義君） 休議前に引き続き会議を開きます。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第79号の上程、説明、質疑、採決

○議長（佐藤孝義君） 日程第2、議案第79号 只見町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） それでは、議案の説明の前に資料の配付を許可いただきたいと思えます。

○議長（佐藤孝義君） 許可いたします。配付ください。

[資料配付]

○議長（佐藤孝義君） それでは説明願います。

○総務企画課長（増田栄助君） 議案第79号 只見町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明をさせていただきます。

今ほどお配りをさせていただきました新旧対照表をご覧いただきたいと思えます。

今回の改正でございますが、令和6年10月2日に出されました県人事委員会勧告に基づく給与改定となっております。

概要としましては月例給については若年層に充填しつつ、給与月額を引き上げ。また、特別給についても引き上げという勧告でございます。

そういった中で一般職の任期付職員の部分について改定をさせていただくものですが、第8条でございますが、給料の号給1から7号まででございます。それぞれ記載のとおり改訂をさせていただきたいものがございます。平均3.07パーセントの改訂となっております。

8条の第4号、業績手当を定めたものですが、今般、業績手当というものを削除させていただいて、期末勤勉手当という形で令和7年度から整理をするという改正がなされ

ましたので、そういった整理のため4項を削除、また5項の中で特定任期付職員業績手当という部分の文言の削除等をさせていただいております。

裏面ご覧いただきたいと思います。

第9条でございますが、こちらでも（聴き取り不能）によります業績手当の部分の削除、それと期末手当に加えまして勤勉手当、給与条例第22条第2項という部分、これ勤勉手当になるものですが、こちらへの支給ということで改正をさせていただくものでございます。

改定の時期でございますが、給与については6年の4月1日。また、令和6年の12月に支給する期末手当につきましては0.1月分を上乗せをするものでございます。

そういった内容での改正をさせていただくものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤孝義君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

8番、山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） この条例でいってる職員というのは、只見町では今現在何人ぐらいいるのか。それを教えてください。

それと、具体的なこの職種。どういう職に携わっているのか。

その2点お願いします。

○議長（佐藤孝義君） 総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） ただ今のご質問にお答えをさせていただきます。

現在、只見町では歯科医師1名がこの条例に該当するものでございます。

○議長（佐藤孝義君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第79号 只見町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例は、
原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第80号の上程、説明、質疑、採決

○議長（佐藤孝義君） 次に、日程第3、議案第80号 議会議員の議員報酬、期末手当及び
費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） 議案第80号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償
に関する条例の一部を改正する条例でございます。

今般、県議会におきましても、県議会議員の特別給の支給月数の改定案につきまして、県
議会12月定例会に提案され、議決をされたことを踏まえまして、町議会議員の皆様の特別
給についても改訂をさせていただくものでございます。

第5条第2項中で、100分の167.5を100分の177.5ということで、0.0
5月、6月・12月で増やさせていただくものでございます。

附則の中、附則に15項を追加しまして、令和6年12月に支給する部分については調整
として0.1月分を調整をさせていただくものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（佐藤孝義君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第80号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第81号の上程、説明、質疑、採決

○議長（佐藤孝義君） 次に、日程第4、議案第81号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） 議案第81号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例でございます。

特別職、町の特別職につきましても県の特別職に準ずる形で期末手当の支給数を改訂をさせていただきますのでございます。

第4条中におきまして、100分の167.5を100分の172.5ということで、0.05月分、6月・12月、それぞれ増やさせていただくものでございます。

附則、33項としまして、令和6年の12月分の支給について0.1の増で調整をさせて

いただきたいというものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（佐藤孝義君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第81号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第82号の上程、説明、質疑、採決

○議長（佐藤孝義君） 日程第5、議案第82号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） では、説明の前に資料の配付を許可いただきたいと思っております。

○議長（佐藤孝義君） 許可します。配付ください。

[資料配付]

○議長（佐藤孝義君） 説明願います。

○総務企画課長（増田栄助君） 議案第82号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。

今ほどお配りをさせていただきました議案第82号資料と一緒に添付してございます新旧対照表のほうをあわせてご覧いただければと思います。

まず、今般の改正につきましては、先ほども申し上げました県人事委員会勧告に基づくものでございます。

月例給については格差2.8パーセントを埋めるために若年層に充填しつつ、全ての号給の給料月額を引き上げ、(2)として特別給、期末・勤勉手当を0.15月分引き上げ、民間の支給状況を踏まえ、期末手当に0.05月、勤勉手当に0.1月を配分するものでございます。町におきましても県に準拠した内容で条例改正を今般お願いするものでございます。

まず給料表の改訂でございますが、行政職については2.72パーセント、医療職の1表につきましては2.38、医療職2表については平均3.58の改訂となっております。

新旧対照表ですと、行政職は4ページから、医療職1表については8ページから、その後、11ページから医療職2表の新旧対照表となっております。

続きまして、一般職の扶養手当の見直しでございます。

第10条第2項及び第3項での部分でございますが、扶養手当、配偶者に係る扶養手当を廃止をし、子に係る扶養手当の月額を一人につき1万3,000円とするものでございます。ただし経過措置がございまして、令和7年4月1日から令和8年3月31日まで、令和7年度におきましては配偶者に係る扶養手当、現行6,500円を月額3,000円。子に係る扶養手当につきましては現行1万円を1万1,500円ということで一年間の経過措置の後に、配偶者については廃止、子については1万3,000円とするものでございます。

一般職の期末・勤勉手当の支給月数については0.15月ということで、第21条と第22条に規定する部分での改正になります。令和6年度につきましては12月期において調整をさせていただきます。令和7年度以降につきましては期末手当、6月・12月、それぞれ1.25、勤勉手当1.05ということの支給とさせていただくものでございます。

定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員につきましても、期末・勤勉手当の支給月数、年間支給月数を0.05月分引き上げるものでございます。同様に令和6年度につき

ましては12月期で今後、調整をさせていただく。令和7年度以降につきましては6月・12月それぞれ、期末0.7、勤勉0.5ということでの支給をさせていただくものでございます。

⑤としまして、寒冷地手当の引き上げも勧告されてございます。記載のとおり扶養親族のある職員、世帯主で扶養親族のある職員については1万9,800円、その他の世帯主である職員については1万1,400円、その他の職員は8,200円ということで改定をさせていただきます。

⑥でございますが、定年前再任用短時間勤務職員、また暫定再任用職員につきましては、これまで寒冷地手当の支給ございませんでしたが、令和、これは7年度からになります、一般職と同様に寒冷地手当の支給を行うということでございます。

⑦としまして実施時期でございます。給料表につきましては令和6年4月1日に遡及をして改訂をさせていただきます。で、期末・勤勉手当については令和6年12月1日ということで12月分からで調整をさせていただいて、支給率については令和7年度からとなります。

寒冷地手当でございますが、⑤の一般職については6年4月1日、⑥の定年前再任用短時間勤務職員等については令和7年度からの支給となります。

扶養手当、②の部分については先ほど申し上げました改訂は7年の4月1日でございますが、7年度については経過措置があるということでご了承をいただきたいと思っております。

概要を説明させていただきました。よろしくお願いたします。

○議長（佐藤孝義君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第 8 2 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決する
にご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 8 2 号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第 8 3 号の上程、説明、質疑、採決

○議長（佐藤孝義君） 次、日程第 6、議案第 8 3 号 令和 6 年度只見町一般会計補正予算（第
9 号）を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） 議案第 8 3 号 令和 6 年度只見町一般会計補正予算（第 9 号）
についてご説明を申し上げます。

まず、第 1 条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 8, 0 0 0 万 7, 0
0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 6 7 億 3, 6 2 0 万 9, 0 0 0 円とするも
のでございます。

2 項としまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及びその金額、補正後の歳入歳出予算
の金額について、第 1 表 歳入歳出予算補正で定めてございます。

おめくりをいただいて、1 ページ、補正。歳入でございます。今回、地方交付税から雑入
まで、8, 0 0 0 万 7, 0 0 0 円の補正額となっております。

2 ページから歳出になってございますが、給与改定でございますので、ほぼ全ての科目、議
会費から予備費までの補正をお願いしてございます。

4 ページから事項別明細書になりますが、6 ページから内容についてご説明をさせていた
だきます。

今般、地方交付税の普通交付税でございますが、国の再算定によりまして 7, 1 7 8 万 9,
0 0 0 円の増額補正をさせていただくものでございます。

国庫支出金、国庫負担金でございますが、保険基盤安定負担金等につきましては交付額の確定に伴う補正をお願いしてございます。障がい者福祉費負担金につきましては歳出のほうで出てまいりますが、サービス費の増に伴う負担金の増額補正をお願いしてございます。

国庫補助金の総務管理費補助金。社会保障・税番号制度システム整備費補助金につきましては住民基本台帳費のシステム改修の減額に伴う補助金の減額となっております。

県支出金の県負担金につきましては、国庫負担金と同様に額の確定、また歳出でのサービス費の増額に伴う定められた負担額の補正を行ってございます。

県支出金の県補助金でございますが、電源立地地域対策交付金。これにつきましても6年度の額確定に伴いまして67万6,000円ほど減額。また、地域創生支援事業補助金につきましても事業費の確定に伴います減額となっております。

7ページ下段の県委託金、うつくしま権限移譲交付金でございますが、鳥獣の捕獲に関する許可証の交付件数等の事務増加に伴いまして194万1,000円ほどの増額を補正お願いしてございます。

8ページでございますが、一般寄附金100万円の増額でございます。これにつきましてはキリンビール株式会社から花火大会運営に対する寄附金ということで100万円を見込んで増額をさせていただきました。

特別会計繰入金、後期高齢者医療特別会計繰入金につきましては、過年度の精算に伴います療養給付費の繰り戻しを行うものでございます。

雑入につきましては町有建物等損害保険金。これは明和小学校のガラス破損に伴う保険金の収入をするものでございます。物件移転補償費につきましては梁取地内での圃場整備に伴う、モノとくらしのミュージアムの看板の移転補償費になります。中山間地域等直接支払交付金返還金につきましては深沢地区での部分になります。その他につきましては消防ポンプ車の自賠償の返還金ということで歳入を計上させていただきました。

9ページ以降、歳出になります。

各科目におきまして給与改定また人事異動等に伴う人件費の補正をお願いしておりますのでご理解いただきたいと思っております。

議会費につきましては、先ほど条例改正でご議決いただきました職員及び議員の皆様の期末手当の増額をお願いしてございます。

総務管理費、一般管理費におきましても一般職、特別職の給与改定が主なものでござい

す。

会計管理費につきましては公金取扱手数料ということで振込手数料、10月から振込手数料、これまでなかった部分が発生している部分でございます。当初予算である程度、見込ませていただきましたが、若干不足が生じるということで16万円増額をさせていただいております。

以下、担当課よりご説明をさせていただきます。

○議長（佐藤孝義君） 交流推進課長、目黒康弘君。

○交流推進課長（目黒康弘君） 続きまして、10ページ目下段でございます。

7目、移住交流費でございます。こちらにつきましては給与改定に伴う増額の補正のお願いでございます。

11ページ目にまいりまして、8目、ユネスコエコパーク推進費につきましても同様でございます。

その下、9目、ブナセンター費になりますが、共済費につきましては給与改定に伴うものでございます。10の需要費、光熱水費、水道料4万1,000円。その下、13使用料及び賃借料の集落排水施設使用料5万4,000円につきましては、ブナと川のミュージアムの施設のほうで水道使用料が上がっております。昨年度の同期100立米程度から約倍、200を超えた水量が、水道料が、請求が、使用料が出ております。原因につきましてはまず漏水の調査を施設内でさせていただきましたが、漏水についての該当箇所が見つかりませんでした。で、利用者も増えているんですけども、だいぶ増えているということで今のところ漏水箇所が見つからないというようなところがございますので、今後、週に一度、メーターのほうを確認をさせていただきまして、大きな動きがあった場合に改めまして原因の特定について進めさせていただきたいということでございまして、今般につきましては、その前期も含めまして水道使用料が増えたことによります予算の不足が見込まれることから増額の補正をお願いするものでございます。

○議長（佐藤孝義君） 中央公民館長、目黒祐紀君。

○中央公民館長（目黒祐紀君） 11ページ下段でございます。

目、公民館費でございますが、1報酬から4共済費まで、給与改定に伴います会計年度任用職員の人件費の増の補正をお願いしております。

○議長（佐藤孝義君） 総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） 12ページでございます。

総務管理費の13目、財政調整基金費でございます。今般の国の補正によります普通交付税の増額。その中で臨時財政対策債の償還基金費ということで1,861万9,000円ほど措置をされております。それを財源としまして減債基金に積み立てをさせていただいて、次年度以降、繰上償還等で活用させていただきたいものでございます。

14目、諸費としまして電源立地地域対策交付金の事業基金積立金ということで、歳入でも申し上げましたが、額確定に伴いまして積立金の額も減額をさせていただくものでございます。

○議長（佐藤孝義君） 町民生活課長、増田功君。

○町民生活課長（増田 功君） 12ページ中段になります。

総務費、徴税総務費であります。給料につきましては人事異動に伴う増額でございます。職員手当につきましては給与改定に伴う増額、共済費も併せてそうでございますけれども、中での超勤手当でございますが、こちらのほう当初では想定しておりませんでした定額減税に伴う調整給付の事務作業、そして、過年度分の処理事務等によりまして不足が見込まれますので補正をさせていただくものでございます。

12ページ下段になります。賦課徴収費であります。こちらのほう、給与改定に伴う非常勤職員の報酬の増額でございます。13ページにまいりまして、償還金、利子及び割引料でございますけれども、償還金でありますけれども、町税還付金50万円でありますけれども、法人町民税の修正申告等ございました。あと校正がございましたので、それに伴いまして不足が見込まれますので50万円の補正をお願いするものでございます。

13ページ中段になります。戸籍住民基本台帳費。給料から共済費までは給与改定に伴うものでございます。12委託料でございますけれども、戸籍総合システム改修委託料の162万8,000円の減額でございます。こちらのほう、旧氏及びフリガナの記載に係る作業の延期ということで、国の指示によります減額になってございます。

○議長（佐藤孝義君） 総務企画課長。

○総務企画課長（増田栄助君） 14ページ、統計調査費、統計調査総務費。給料、手当、共済費につきましては給与改定に伴う増額でございます。

○議長（佐藤孝義君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長兼朝日診療所事務長（吉津瑞穂君） それでは14ページ下段でございます。

民生費、社会福祉費の社会福祉総務費です。報酬から共済費につきましては給与改定に伴う増額となっております。15ページまいりまして負担金、補助及び交付金でございますけれども、介護タクシー利用助成事業補助金ということで、当初の見込よりも利用者が増えているということで予算の不足が見込まれますので増額の補正をお願いするものでございます。操出金につきましては国保事業会計への操出金ということで、歳入のほうでも説明がありましたけれども額の確定による操出の補正となっております。

4目、障がい者福祉費でございます。こちら報酬、職員手当等につきましては給与改定に伴う会計年度任用職員の報酬の増となっております。扶助費につきましては、こちらも歳入のほうで説明がありましたけれども、各サービスの利用者が増えているということで予算の不足が見込まれるので、それぞれ増額で要求をさせていただいております。16ページまいりまして償還金、利子及び割引料でございますけれども、こちらは償還金ということで令和5年度の実績に伴う返還金の額を要求をさせていただきました。

7目、介護保険費でございます。こちらについては介護保険事業特別会計の操出金、事務費ということでございますけれども、給与改定に伴う操出の増となっております。

○議長（佐藤孝義君） 保育所長、梁取洋一君。

○保育所長（梁取洋一君） 3民生費、児童福祉費、保育所費についてでございます。2節から4節まで給与改定に伴う増額です。うち3節、通勤費については住居移転に伴う増額です。

○議長（佐藤孝義君） 保健福祉課長、吉津瑞穂君。

○保健福祉課長兼朝日診療所事務長（吉津瑞穂君） 続きまして、17ページ、衛生費、保健衛生費、保健衛生総務費でございます。こちら給料から共済費までは給与改定に伴う増額となっております。操出金につきましては簡易水道事業会計への操出金ということで、こちらも給与改定分となっておりますが、詳細については公会計のほうで説明をさせていただきたいと思っております。

続いて、中段の予防費でございます。こちら共済費につきましては改定に伴う共済費分の増となっております。22償還金、利子及び割引料につきましては、こちらは令和5年度の実績に伴いまして各事業の返還が生じているため今回要求をさせていただいているものでございます。

○議長（佐藤孝義君） 町民生活課長、増田功君。

○町民生活課長（増田 功君） 17ページ下段、環境衛生費であります。2給料から、次ペ

ージ、18ページ、4共済費まで給与改定に伴う増額でございます。

○議長（佐藤孝義君） 農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星 一君） 18ページ中ほどからです。

6款、農林水産業費です。2目、農業総務費につきましては2節から4節まで、給与改定に伴うものです。

3目、農業振興費につきましても1節から4節まで、給与改定に伴うものでございます。

22節の償還金利子及び割引料でございますが、歳入でもございましたとおり深沢集落協定で協定対象の用地を農地転用がなされたということで、過去4ヶ年分、国・県分についての返還4万6,000円となっております。

○議長（佐藤孝義君） 町民生活課長、増田功君。

○町民生活課長（増田 功君） 19ページ、農地費でありますけれども、操出金ですけれども、農業集落排水事業会計操出金であります。33万9,000円であります。こちらのほう給与改定に伴う操出金でございます。

○議長（佐藤孝義君） 農林建設課長。

○農林建設課長（星 一君） 19ページ下段です。

林業費の1目、林業総務費でございます。2節、給料から共済費まで、給与改定に伴うものでございます。

3目、薪エネルギー推進費。1節の報酬から20ページにまいりまして4節、共済費まで給与改定に伴う改訂増でございます。

○議長（佐藤孝義君） 交流推進課長、目黒康弘君。

○交流推進課長（目黒康弘君） 続きまして、20ページ中段からになります。

款の7商工費、項の1の商工費、1目、商工総務費でございます。2節、給料から4節、共済費まで、この度の給与改定に伴います増額となっております。

その下、3目、観光費になります。1節、報酬から次の21ページ目の4の共済費までは給与改定に伴うものでございます。21ページ目の18節、負担金、補助及び交付金でございます。補助金といたしまして雪まつり実行委員会補助金で100万円を補正のお願いをさせていただいております。歳入のほうでもご説明をさせていただいておりますが、キリンビール株式会社の寄附活動によりまして、市町村における花火大会の開催における寄附の公募がございました。そちらの中で寄附をいただけることになりまして、そちら入ってくる額が

1月末に確定はするんですけども、その額を雪まつりの開催に伴う花火の運営の補助にさせていただくために、同額をこちらのほうで補助金として計上させていただいております。

○議長（佐藤孝義君） 農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星 一君） 21ページ下段、8款の土木費でございます。

1目、土木総務費。1節、報酬でございますが、こちらにつきましては建築系の会計年度任用職員の週の勤務日の減による65万1,000円の減でございます。2節、給料から22ページにまいりまして4節の共済費までは給与改定に伴うものでございます。

22ページ中ほど、道路維持費でございますが、こちらにつきましては報酬、旅費、減額してございますが、除草作業等の直営オペの採用を見込んでおりましたが、本年度、採用をしなかったということで減額をさせていただいております。

項の4、住宅費。1目の住宅管理費でございますが、修繕料として200万円を見込ませていただいておりますが、こちらにつきましては厳冬期を迎えまして水回り等の破損修繕に備えまして補正をさせていただきたいものです。

○議長（佐藤孝義君） 町民生活課長、増田功君。

○町民生活課長（増田 功君） 22ページ、消防費。非常備消防総務費でございます。給料から共済費までは給与改定に伴う増額でございます。23ページの公課費でございますけれども、自動車重量税3万1,000円でございますが、こちらのほう、ポンプ車と軽積載車の重量税の計上漏れございましたので、こちらのほうで補正をお願いしたいものでございます。

○議長（佐藤孝義君） 教育次長、吉津なおみ君。

○教育次長（吉津なおみ君） 23ページ下段になります。

款の10、教育費となります。

予算の目ごとに人件費の増額をお願いしておりますが、給与改定に伴います増額のお願いとなりますので説明を省略させていただきます。

給与改定以外についてご説明させていただきます。

ページ、24ページになります。8節、旅費につきましては認定こども園開園に係る出張等の増によりまして不足が見込まれますので10万円の増額をお願いするものです。

それから5目、奥会津学習センター費の13節、使用料及び賃借料、集落排水施設使用料18万1,000円につきましては、当初予算の積算に誤りがありまして不足が生じました

ので増額をお願いをするものです。

25 ページ、14 節の工事請負費につきましては事業完了によります減額でございます。

26 ページにまいりまして中学校費になります。14 節、工事請負費につきましては事業完了によります減額でございます。

それから教育振興費の8 節、旅費の費用弁償7 万4,000 円につきましては会計年度1 名分の住所変更に伴います増額でございます。10 節、需要費の消耗品費の教科関係3 万2 万4,000 円につきましては教科書改訂によります教師用のデジタル教科書指導書配備による増額をお願いするものです。

28 ページにまいりまして、保健体育費、1 目、保健体育総務費の8 節、旅費につきましては郡内大会参加増に伴いまして旅費の不足が見込まれますので増額をお願いをするものです。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤孝義君） 総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） 28 ページ、予備費でございます。

今回1,040 万5,000 円を減額をさせていただいて調整をさせていただきました。

29 ページ以降、給与費明細書となっておりますので後程ご覧いただきたいというふうに思います。

補正予算の説明をさせていただきました。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤孝義君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

3 番、酒井右一君。

○3 番（酒井右一君） 2 点ばかり。

一つは、大体の見当はつきますが、6 ページ、歳入の6 ページの保険基盤安定負担金、減額になった理由を聞かせてください。

2 点目は、忘れちゃったけども、財政調整基金の範疇に減債基金が入るんだっけか何だか、確認したいと思います。

○議長（佐藤孝義君） 保健福祉課長、吉津瑞穂君。

○保健福祉課長兼朝日診療所事務長（吉津瑞穂君） 最初のご質問の保険基盤安定負担金につ

きましては、こちら、実績のほうを、こちらであげておまして、それに基づいて、県のほうで数字のほうを確定して町のほうにご連絡をいただいておりますので、それに合わせた額の補正となっております。

○3番（酒井右一君） 何の補正だろう。

○保健福祉課長兼朝日診療所事務長（吉津瑞穂君） 国保。国民健康保険の実績でございます。

○3番（酒井右一君） マイクなしで発言 聴き取り不能

○保健福祉課長兼朝日診療所事務長（吉津瑞穂君） 保険料の軽減分ということでございます。

○議長（佐藤孝義君） 総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） 財政調整基金費の中で、これまでも減債基金と財政調整基金、二つ整理をさせていただいております。

○議長（佐藤孝義君） 1番、中野大徳君。

○1番（中野大徳君） 15ページの介護タクシーの補助なんですけど、これ、最初、（聴き取り不能）金額、件数、当初、どのぐらいの件数というか、回数というか、それ見込まれて、どのぐらい、やっぱり増えそうなのかなと、わかりましたら教えてください。

○議長（佐藤孝義君） 保健福祉課長、吉津瑞穂君。

○保健福祉課長兼朝日診療所事務長（吉津瑞穂君） 介護タクシーの補助金につきましては、今年度から補助率を改訂をしまして、令和5年度の概ねの実績に対しての補助額の増ということで当初予算をお願いをしておりましたけれども、10月までの時点におきまして、昨年度より登録人数が結構増えてございます。若干の増減はあるんですけども。12月までの実績から11月以降の利用者を概ね、平均で割りまして、昨年度よりは申請者の件数的には10件程度増えるという見込みで今回補正をさせていただいております。

○議長（佐藤孝義君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

10番、鈴木好行君。

○10番（鈴木好行君） 先ほど奥会津学習センター費、24ページの中の集落排水施設の使用料、当初予算の積算ミスというお話がありました。これって、集排施設の使用料とともに水道料金も同じような形での算出になると思いますけれども、水道料金のほうは正規に算出されたのか、ということと、あともう一つは全般的なことなんですけれども、今日から燃料代が上がります。それでこれの補正予算を見渡したところ、燃料代等の補正をお願いする件

は1件もありませんでしたけれども、そういったところの見込というものはどういうふう
感じていらっしゃるのか、2点お伺いします。

○議長（佐藤孝義君） 教育次長、吉津なおみ君。

○教育次長（吉津なおみ君） 今ほどの奥会津学習センターの集落排水使用料と併せて水道料
ということのご質問だったかと思いますが、昨年11月に学習センターのほうでちょっと漏
水がございまして、それを見込んで水道料と集排のほうを積算しておりましたが、水道は適
正に積算をしておりまして対応しておりましたが、集排のほうで少し積算漏れということで
ございまして、今回お願いをしております。

○議長（佐藤孝義君） 総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） 今ほど燃料費のご質問いただきました。補正時、補正の要求
時等には、まだ、その燃料費の上り幅等が明確でなくて、本日から6円の値上げということ
が今週に入って分かった部分がございまして。ですので、今後の燃料費については若干、単価
が上がるということがございますので、3月に向けて精査をしていながら、もし不足が生
じる場合には3月補正、それ以前の補正等をお願いをする場面が出てくるかもしれませんが、
現状としては既定予算で対応するというご理解いただければと思います。

○議長（佐藤孝義君） ほかにございせんか。

5番、目黒道人君。

○5番（目黒道人君） 12ページの徴税費の超勤手当80万円見込んでいるということで、
これあの、なんでしたっけ、是正改正の件の業務が増えるということですけども、何人、
一日あたり一人どのぐらいの残業の時間になるのか、ちょっと教えてください。

○議長（佐藤孝義君） 町民生活課長、増田功君。

○町民生活課長（増田 功君） 先ほど申し上げましたけれども、調整給付ということで定額
減税に伴う業務を税務課が担当でやるということがありました。そして、もう一つは、過年
度分の処理を当初想定しておりませんでしたけれども、その処理をしなければならなかった
ということがございます。でまあ、ここの予算には、簡単に、ひと月、大体、ひと月で言い
ますと、その作業がありましたので、50時間ぐらいの、平均しますと、そういった業務と
なりました。そういったところで、今後につきましては、今度また申告業務等がございます
ので、そういったものを見据えて不足が生じるということで補正をお願いするものでござい
ます。

○議長（佐藤孝義君） 何人という…

○町民生活課長（増田 功君） この予算では3人でございます。

○議長（佐藤孝義君） よろしいですか。

5番、目黒道人君。

○5番（目黒道人君） 今回の、そういった制度の改正で、なかなか大変なお仕事だと思いますので、効率よく、なるべく早く帰ってほしいなど、陰ながら応援したいと思います。

○議長（佐藤孝義君） 町民生活課長。

○町民生活課長（増田 功君） そのように努めてまいります。

○議長（佐藤孝義君） ほかにございませんか。

4番、菅家忠君。

○4番（菅家 忠君） 1点お伺いします。

8ページでございます。寄附金に関することでございます。不勉強な質問で大変申し訳ございません。ふるさと納税は指定寄附金になるというふうに承知をしております。今回のところは一般寄附金で、キンビール様からいただいたというところがございます。企業側からすると、指定寄附金のほうがメリットがあるような形ではないかというふうに思っているところではございます。で、只見町の使用用途に関しまして、その一般寄附金と指定寄附金で入ってくるお金によって用途の制限というのは何かあるのかどうかというところを1点お伺いしたいと思います。

○議長（佐藤孝義君） 総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） まず指定寄附金と一般寄附金。現状、指定寄附金にはふるさと納税の部分を整理をさせていただいたというふうに記憶してございます。

今回、企業様のほうからも、その使い道の指定はございますけれども、ふるさと納税という括りではない形でしたので一般寄附金という扱いをさせていただいて、それをまあ、目的を持って充当をさせていただいたという整理をさせていただいたところがございます。

また、寄附金の指定等あれば、こういった目的で使ってくださいという指定があれば、それに沿った基金等に積み立てをさせていただいた中で整理をさせていただいて、目的に沿った使用をさせていただくことでこれまでは整理をさせていただいたところがございます。

よろしく申し上げます。

○議長（佐藤孝義君） ほかに質疑ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第 83 号 令和 6 年度只見町一般会計補正予算（第 9 号）は、原案のとおり可決する
にご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 83 号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎延会の宣告

○議長（佐藤孝義君） ここでお諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） ご異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定いたしました。

本日はこれで延会します。

ご苦労様でした。

（午後 4 時 23 分）

